

令和6年9月4日（水曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1 番	菅 野 隆 二 君	2 番	米 川 修 司 君
3 番	櫻 井 靖 君	4 番	櫻 井 貞 子 君
5 番	中 島 一 都 君	6 番	後 藤 良 郎 君
7 番	赤 間 幸 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	阿 部 幸 夫 君	10 番	今 野 章 君
11 番	小 澤 陽 子 君	12 番	片 山 正 弘 君
13 番	高 橋 利 典 君	14 番	色 川 晴 夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	安 土 哲 君
町民福祉課長	相 澤 光 治 君
健康長寿課長	齊 藤 恵美子 君
産業観光課長	太 田 雄 君
建設課長	岩 渕 茂 樹 君
会計管理者	佐 藤 進 君
会計課長	大宮司 綾 君
水道事業所長	赤 間 春 夫 君
危機管理監	田 瀬 高 広 君
総務課総務管理班長	岸 淳 一 君
企画調整課次長	金 田 卓 也 君
教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君

教 育 課 長

蜂 谷 文 也 君

監 査 委 員

丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司

主 査 清 水 啓 貴

主 査 高 橋 洵 子

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 4 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9 月 4 日から 9 月 19 日まで 16 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃 第 5 教育民生常任委員会の所管事務調査報告について

〃 第 6 議員提案第 1 号 松島町議会会議規則の一部改正について (提案説明)

〃 第 7 議案第 46 号 松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 8 議案第 47 号 松島町手数料条例等の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 48 号 松島町国民健康保険条例等の一部改正について (提案説明)

〃 第 10 議案第 49 号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 11 議案第 50 号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 12 議案第 51 号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 13 議案第 52 号 松島町下水道条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 14 議案第 53 号 あらたに生じた土地の確認について (提案説明)

〃 第 15 議案第 54 号 字の区域を変更することについて (提案説明)

〃 第 16 議案第 55 号 物品売買契約の締結について (提案説明)

【消防小型動力ポンプ付軽積載車】

- Ⅱ 第 1 7 議案第 5 6 号 工事請負契約の変更について（提案説明）

【松島町保健福祉センター大規模改修工事】
- Ⅱ 第 1 8 議案第 5 7 号 令和 6 年度松島町一般会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- Ⅱ 第 1 9 議案第 5 8 号 令和 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- Ⅱ 第 2 0 議案第 5 9 号 令和 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（提案説明）
- Ⅱ 第 2 1 議案第 6 0 号 令和 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- Ⅱ 第 2 2 議案第 6 1 号 令和 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）（提案説明）
- Ⅱ 第 2 3 議案第 6 2 号 令和 6 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- Ⅱ 第 2 4 議案第 6 3 号 令和 5 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 5 議案第 6 4 号 令和 5 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 6 議案第 6 5 号 令和 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 7 議案第 6 6 号 令和 5 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 8 議案第 6 7 号 令和 5 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 9 議案第 6 8 号 令和 5 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 3 0 議案第 6 9 号 令和 5 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 3 1 議案第 7 0 号 令和 5 年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 3 2 議案第 7 1 号 令和 5 年度松島町下水道事業会計決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 3 3 報告第 6 号 令和 5 年度松島町健全化判断比率について
- Ⅱ 第 3 4 報告第 7 号 令和 5 年度松島町資金不足率について

- Ⅱ 第 3 5 議案第 7 2 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - Ⅱ 第 3 6 議案第 7 3 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - Ⅱ 第 3 7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回松島町議会定例会を開会します。

傍聴の申出がございますので、お知らせします。—————ほか2名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番今野 章議員、11番小澤陽子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月4日から9月19日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて、皆さんおはようございます。令和6年9月議会定例会におきましての諸報告を行います。

本日第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき誠にありがとうございます。

初めに、令和6年能登半島地震に伴う職員の災害派遣についてでございます。

宮城県の対口支援は終了いたしました。被災自治体では引き続き復興に携わる人員が不足しておりますことから、8月3日から8月10日までの8日間、石川県珠洲市へ職員1名を派遣し、被災家屋の公費解体に係る業務の支援を行いました。

さて、本日提案いたします議案は、条例の一部改正が7件、令和6年度補正予算が6件、令和5年度決算認定が9件、報告事項が2件、人事案件が2件、その他の議案が4件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和6年6月6日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月6日に第2回松島町議会定例会を招集し、10日までの会期において、令和6年度一般会計補正予算案等の議案を審議いただき、ご承認いただきました。

6月10日には、議会定例会閉会後に議会全員協議会を開催し、下水道使用料金の見直し（案）について協議していただきました。

6月19日には、北小泉・下竹谷地区の吉田川沿いで北上川下流河川事務所主催の重要水防箇所合同巡視が実施され、河川の改修状況等について、現地を確認しながら情報共有を行いました。

7月10日には、松島町都市計画審議会が開催され、初原土地区画整理事業における用途地域の変更等について諮問し、承認をいただきました。

8月2日には、タウンミーティングを開催し、子育てと観光振興をテーマに意見交換を行いました。

8月5日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、定額減税補足給付金事業における一般会計補正予算等について審議いただき、ご承認いただきました。

また、臨時会閉会後には第2回議会全員協議会を開催し、初原土地区画整理事業施行区域における用途地域の変更及び地区計画（案）について報告し、公共施設の使用料等の見直し（案）について協議していただきました。

8月10日から20日にかけて、松島流灯会海の盆をはじめ、町内各地区で盆踊りや夏祭りが開催され、多くの地域住民が参加し、お祭りを楽しんでおられました。

8月21日には、町内における空き家の有効活用を図るため、宮城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会宮城県支部と空き家バンク事業に係る協定を締結いたしました。

8月25日には、塩釜地区消防団連合演習が町民グラウンドで実施されました。塩釜地区2市3町の消防団約300名が参加し、日頃の訓練の成果を十分に発揮しておりました。

次に、要望等でございますが、7月30日、31日には、関係省庁に対し、令和7年度政府予算編成や施策に関する要望を行いました。

8月28日には、仙台都市圏広域行政推進協議会として、東北地方整備局長及び宮城県知事に対し、国道、主要地方道、都市計画道路の整備推進等について要望活動を行っております。

このほかの諸報告は記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、議長の諸報告はお手元に配付しております。

概要を申し上げます。

1の出納検査、監査につきましては、令和6年6月から8月まで、例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員お二方には、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

2の請願、陳情、意見書等の受理につきましては、陳情1件を受理しております。

4の行政視察につきましては、令和6年7月4日に静岡県沼津市市議会会派が来庁されております。

5の会議等につきましては、令和6年6月6日の令和6年第2回松島町議会定例会から3ページ目の8月29日、第210回宮城県都市計画審議会まで、54件の各種行事がございました。

6の議会だよりの発行につきましては、8月1日に第159号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

7の委員会調査、8の議員派遣、9の委員会派遣につきましては、各常任委員会の調査、研修等がそれぞれ行われました。

議長の諸報告は以上となっております。

このほか、一部事務組合議会等の組合議員から報告書が提出されております。

塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会になります。

以上、諸般の報告を終わります。

○議長（色川晴夫君） 日程第4、総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延長についてを議題といたします。

総務経済常任委員会で調査中の体験交流による地域活性化につきましては、令和6年9月定例会までが期限でございましたが、同委員会から、会議規則第45条の第2項の規定によって、令和7年9月定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

ここでお諮りをいたします。委員会の要求どおり、期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、総務経済常任委員会の所管事務調査期限を委員会の要求のとおり令和7年9月定例会まで延期することに決定いたしました。

日程第5 教育民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、教育民生常任委員会の所管事務調査報告につきましてを議題とします。

提出があった教育民生常任委員会より報告を求めます。

教育民生常任委員会小澤陽子委員長から報告願います。

○11番（小澤陽子君） 教育民生常任委員会の所管事務調査事件について報告いたします。

1. 調査事件。

郷土愛を育む学校給食の在り方について。

2. 調査期日・場所。

令和5年12月21日木曜日、役場庁舎302会議室ほか記載のとおりです。

3. 出席委員。

記載のとおりです。

4. 調査の概要。

学校給食は学校教育の一環として、児童生徒の心身の健全な発達と食生活の改善を図り、栄養バランスの取れた食事の提供により、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上に寄与する大きな目的によって実施されています。

これらを前提にして、学校給食において地産地消に取り組むことにより、児童生徒の郷土愛が育まれる効果が得られるという考えの下、教育委員会の意見聴取、給食センターの見学、給食の実食、及び先進地の視察により調査を行いました。

５．調査の経過。

現地調査、現地視察。

令和６年２月２日に松島町教育委員会の意見聴取を実施しました。内容は記載のとおりです。

現地調査。

①令和６年６月１２日に松島町立松島第一小学校で学校給食の試食等、記載の調査を行いました。

②令和６年８月８日に学校給食センターで現地調査を行いました。

現地視察。

令和６年７月１０日から１４日まで、兵庫県宍粟市のほか１町へ視察を行いました。

６．まとめ。

我が町の給食は米飯が週３回で環境保全米を使用しています。おかずは、主菜、副菜、汁物を組み合わせて、同じ食材や味つけが重ならないよう工夫されていました。また、地場産物活用週間や世界各地の特色ある食材や料理に興味・関心を深めてもらうため、様々なテーマを決め給食メニューを提供していました。さらに、郷土愛を育む食育を推進するため、調査研修を行いました。

学校給食を通して郷土愛を育むためにはその土地の食材を使用することが望ましく、先進自治体の事例を研修することで、本町でも取り組んでいただけるよう、次のとおり提案するものであります。

日本人の主食である米飯の回数が両視察でも多く、近年アレルギー体質の子供が増加傾向にある対策としても、米飯給食の回数の増加が望ましい。また、四方を海に囲まれた我が国の食文化に魚介類や海藻は重要でありますので、海産物をこれまで以上に提供していただきたい。

地元の食材を積極的に使用することは地域の経済活性化にも寄与するため、地元食材の購入費用の増額を要望いたします。

地域の自然、文化、産業、生産、流通に携わる方々の努力について理解を深め感謝の気持ちが生まれるよう、食育をより充実していただきたいです。

以上で報告を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。

以上で教育民生常任委員会の所管事務調査の報告終わりました。

日程第6 議員提案第1号 松島町議会会議規則の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議員提案第1号松島町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の説明を求めます。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井でございます。

松島町議会会議規則の一部改正について、提案理由を述べさせていただきます。

今回の改正につきましては、標準町村会議規則の改正に準じた規定の見直し、現在の社会情勢に照らし合わせた文言調整を行うとともに、タブレット端末の導入に当たり当該端末の会議での使用等について定めるため、所要の改正を行うものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

日程第7 議案第46号 松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正について
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第46号松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号松島町個人番号の利用に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、定義、規定の追加、別表の削除等に伴う文言の整理を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

後ろから2枚目、条例に関する説明資料お開きください。

初めに、条例の題名についてですが、本条例は法令に基づく個人番号の利用のほか、他の機関への情報の照会及び提供に関する規定も含まれておりますことから、条例適用範囲との整合を図り、条例に特定個人情報の提供に関する文言を条例名に追加し、「松島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改めるものです。

第1条の趣旨につきましては、題名と改正に合わせ特定個人情報の提供を追加するものです。

第2条の定義につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、新たに追加された特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の文言を、条例の定義にも第5号、第6号として追加するものです。

次ページをお開きください。

第3条、町の責任につきましては、第1条と同様の趣旨での特定個人情報の提供の文言の追加になります。

第4条、個人番号の利用範囲につきましては、第1項、第3号とも法改正による文言の整理で、法律の別表第2が廃止されたことに伴うものです。それぞれ記載のとおり文言を改めるものです。

附則になりますが、改正後の条例につきましては公布の日から施行し、令和6年5月27日から適用することとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第47号 松島町手数料条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第47号松島町手数料条例等の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第47号松島町手数料条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、現在実施している公共施設の使用料等の見直しの一環として、各種証明書等発行手数料について、県内自治体等の状況を踏まえ、改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当次長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 金田企画調整課次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） それでは、松島町手数料等の一部改正につきましてご説明させていただきますと思います。

恐れ入ります。条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、令和元年度から実施しておりました公共施設の使用料等の見直しの中で、その一環として見直し作業を進めておりました各種手数料につきまして、令和6年8月5日に開催されました松島町議会全員協議会におきまして協議させていただきました内容を受け、県内の自治体の状況なども踏まえ、該当する条例改正を行うものであります。

第1条といたしまして、松島町手数料条例の別表におきまして、見直しの対象となる事務に係る名称及び金額を改定するものとなっております。

第2条におきまして、松島町町税条例におきまして、督促手数料の徴収に関する規定を削除する改定をするものとなっております。

第3条以下第7条までは、第2条における町税条例の改正に関連する5つの条例における督促手数料の徴収に関する部分につきまして削除する改定をするものとなっております。

最後に、附則といたしまして、本改正につきましては施行日を令和7年4月1日とし、本年度内につきましては、改正に係る各種周知を行うこととしております。

説明は以上となります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第48号 松島町国民健康保険条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第48号松島町国民健康保険条例等の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号松島町国民健康保険条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則

第1条第2号に掲げる規定の施行日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証が同日以降発行されなくなることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、松島町国民健康保険条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例の改正につきましては、令和5年6月9日付で施行されております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律のうち、被保険者証等の廃止及び電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等の資格確認に必要な書面の交付等に係る部分の施行日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証が同日以降新たに発行されなくなることに伴い所要の改正を行うもので、第1条から第4条まで、関連する4つの条例の一部改正を行う内容となっております。

第1条では、松島町国民健康保険条例の改正となります。

第8条第1項につきましては、法律の引用条項のずれを修正するため、改正となります。

第11条につきましては、国民健康保険法において、資格の喪失に関する必要な届出がなかった場合や保険料の滞納があった場合等で、被保険者証返還に応じない者に対しての罰則が削除されたことに伴い、条例の引用条文を削除するものです。

第2条では、松島町子ども医療費の助成に関する条例、第3条では、松島町障害者医療の助成に関する条例、第4条では、松島町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正となっており、それぞれ、医療費の助成を受ける際に受給者証と一緒に医療機関等へ提示していた被保険者証が廃止となることから、新たな被保険者資格の確認方法を規定する改正内容となっております。

附則第1項につきましては、この改正に関する施行日を令和6年12月2日からとしており、附則第2項では、経過措置といたしまして、施行日を超えた被保険者証の有効期限内ではこれまでどおりの罰則が適用される規定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第49号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第49号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、松島町地域包括支援センターの職員配置基準の柔軟化について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは、資料に基づきご説明いたします。

最終ページ、A4横判の資料2をお開き願います。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき専門職を配置して地域住民に対し保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関でございます。職員の配置につきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置を原則としております。

今回の改正では、専門職の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準をそのままにしつつ、柔軟な職員配置を可能とする内容となっております。

資料の図は改正のイメージを示したものでございますが、緑の円の左側が改正前、右側が改正後となります。

改正前では、高齢者数に応じて、センターの3職種がそれぞれの圏域に配置されていることを示しており、それに対し、改正後では、どこか1か所のセンターで不足している職種があっても、違うセンターに複数人配置されていることにより、センター合計で基準が満たされることを示しております。

続いて、条例に関する説明資料をお開き願います。

改正の主な内容でございますが、第4条第1項につきましては、職員配置基準について、常勤換算方法によることを可能とするものでございます。

第2項につきましては、地域包括支援センターが複数ある場合の職員配置基準の柔軟化を規定するものでございます。

第3項につきましては、高齢者数の合算により、職員配置基準の柔軟化を規定するものでございます。

附則につきましては、本改正を公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第50号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第50号地区計画内の建築物制限条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第50号地区計画内の建築物制限条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、都市計画法に基づき用途地域変更した初原地区におきまして新たに地区計画の決定をすることに伴い、当該地区整備計画区域に設定する建築制限の内容を定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当次長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜いますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 金田企画調整課次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） それでは、地区計画内の建築物制限条例の一部改正についてご説明いたします。

恐れ入ります、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例の改正につきましては、初原地区において施工中の土地区画整理事業区域において、本日令和6年9月4日付で土地計画法に基づく用途地域の変更及び地区計画の設定に係る告示がされたことに伴い、当該地区計画区域内に同区域で位置づけする地区整備計画区域に設定する建築制限の内容を定めるものでございます。

なお、この内容につきましては、令和6年8月5日に開催されました松島町議会全員協議会においてご報告させていただきましたとおりとなっており、本町におきましては既に地区計画区内の建築物制限条例を定めておりますことから、本条例改正におきましては、初原土地区画整理事業区域を対象とした産業・流通地区として新たに内容を加えるものでございます。

このたびの条例改正に係る地区整備計画区域の範囲につきましては、参考資料2をお開き願います。

新たに地区整備計画区域に加えた産業・流通地区を青色の着色でお示ししており、計画面積は約54.6ヘクタールとなっております。

恐れ入ります、条例に関する説明資料にお戻り願います。

別表第1につきましては、今回の改正で新たな地区が設定されますことから、新たに決定した地区、産業・流通地区を加えるものでございます。

別表第2につきましては、新たに区分しました産業・流通地区における建築物等の用途の制限について定めるものでございます。

建築物等の用途の制限につきましては、参考資料1及び参考資料3に記載のとおり、今回定める建築物制限条例の改正により建築してはならない建築物を明示しております。具体の制限といたしましては、本町のまちづくりや地域の特性を考慮し、住居系や遊戯施設について、本条例において制限するものでございます。

別表3につきましては、別表第1で改めました地区名につきまして、建築物の意匠についても、特別名勝松島保存管理計画や松島町景観計画において定められた景観形成基準に適合する意匠と制限するものでございます。

地区計画内の建築物制限条例の一部改正に係る説明は以上となります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第51号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第51号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第51号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、給水人口が5万人以下の小規模水道事業者については、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が簡易水道事業者と同等となり、実務経験年数や学歴、学科要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては水道事業所長から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） それでは、議案第51号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について説明いたします。

条例に関する説明資料1ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、松島町におけるそれらの資格要件を国と同様に改正するものでございます。

改正の内容では現行法よりも実務経験年数が長くなる改正であります。同時に資格要件の特例範囲が拡大され、給水人口が5万人以下の小規模水道事業者については資格要件が簡易水道事業者と同等となり、松島町の条例上は実務経験年数が短縮される改正となります。

改正内容でございます。

第3条につきましては、布設工事監督者の資格になります。

布設工事監督者とは、浄水場、配水池、水道管理設などの水道施設工事の施工に関する技術上の監督業務を行うものをいいます。各自治体の事業所で布設工事を行う場合は、布設工事監督者が必要となるものでございます。

第1号から次ページの第6号につきましては、大学、短期大学、高等学校等卒業者の学歴学科での実務経験年数の改正でございます。学科要件の追加及び実務経験年数の短縮をするものです。

第7号につきましては、学歴学科に関係なく、実務経験年数の改正をするものです。改正前は10年以上でしたが、改正後は5年以上に短縮となります。

第8号につきましては、第2号の機械、電気工学科等の大学卒業で大学院での専攻課程修了者の実務経験年数の短縮をするものです。

第10号につきましては、技術士第2次試験上下水道部門合格者の実務経験年数を短縮するものです。

第11号では、1級土木施工管理技士を資格要件に追加し、実務経験年数を定めております。

次に、第4条につきましては、水道技術管理者の資格になります。

水道技術管理者とは、水道法に基づく水質検査、水道施設や給水装置の基準適合検査、衛生管理など、水道の技術上の業務全体を監督する者をいいます。水道技術管理者については、各自治体の事業所で1人は配置する必要があります。

改正前の条例では、第1号で、水道技術管理者は布設工事管理者の資格を有する者とありましたが、条文を整理し、資格要件を見直ししております。

第1号につきましては、水道に関する技術上の実務経験について、前条第3条の第1号、第3号及び第5号に規定する大学、短期大学、高等学校等の土木工学科系の卒業者の資格要件を追加するものです。

3ページになります。

第2号につきましては、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程及びこれらに相当する課程を修了した大学、短期大学、高等学校等卒業者の実務経験年数について短縮するものです。

第3号につきましては、学歴学科に関係なく、実務経験年数の改正をするものです。こちらは、布設工事監督者と同じく、改正前は10年以上でありましたが、改正後は5年以上に短縮となります。

第4号につきましては、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程及びこれらに相当する課程以外の学科を修了した大学、短期大学、高等学校等卒業者の実務経験年数を短縮するものです。

第6号につきましては、厚生労働省から国土交通省及び環境省への事務移管に伴う文言の整理でございます。この条項では、国の登録を受けた者が行う講習を修了した者は、実務経験年数が足りなくても資格要件が満たすこととなります。

第7号につきましては、技術士第2次試験上下水道部門合格者を資格要件に追加し、実務経験年数を定めております。

第8号では、同じく、1級土木施工管理技士を資格要件に追加し、実務経験年数を定めております。

最後に、附則になります。

条例施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第 13 議案第 52 号 松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第52号松島町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第52号松島町下水道条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成29年4月より一般汚水とは別の料金体系で算定している温泉汚水に係る下水道使用料について、温泉汚水区分を廃止し使用料の統一をするため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 14 議案第 53 号 あらたに生じた土地の確認について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第53号あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号あらたに生じた土地の確認について、提案理由を申し上げます。

宮城県による磯崎漁港修築工事の第2工区が令和6年8月6日に竣工を認可されたことに伴い、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

新たに生じた土地の内容につきましては、平成13年度に完成しております第1工区南側の漁港施設用地並びに公園部分の公有水面埋立地3万3,357.91平米であります。

詳細については担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、議案第53号あらたに生じた土地の確認につきましてご説明をさせていただきます。

今回の議案につきましては、宮城県による磯崎漁港修築工事の第2工区が令和6年8月6日に竣工を認可されたことに伴い、新たに生じた土地の確認について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

A3横の資料をお開きいただきたいと思います。

赤色着色範囲が今回の対象範囲となります。

第1工区につきましては、平成13年9月の議会において議決をいただき、その後、第2工区に関する事業が進められておりましたが、東日本大震災に伴う災害復旧工事等を経て、本年8月付で竣工認可となったものであります。

新たに生じた土地につきましては、第2工区の全体面積は3万3,357.91平米となり、宮城県分が2万7,290.94平米、松島町分が6,066.97平米となっております。

今回の竣工認可により、第1工区が2万9,285.09平米に第2工区が3万3,357.91平米を合わせますと、全体面積は6万2,643平米となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第54号 字の区域を変更することについて（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第54号字の区域を変更することについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号字の区域を変更することについて、提案理由を申し上げます。

宮城県による磯崎漁港修築工事の第2工区が竣工認可されたことに伴い、磯崎字磯島1番地に隣接する公有水面埋立地3万3,357.91平米を磯崎字磯島に包含するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細について担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 議案第54号字の区域を変更することにつきましてご説明させていただきます。

今回の議案につきましては、宮城県による磯崎漁港修築工事の第2工区が竣工されたことに伴い、磯崎字磯島1番地に隣接する公有水面埋立地を磯崎字磯島に包含するため議会の議決を求めるものでございます。

別紙、変更調書をお開きいただきたいと思います。

今回の竣工認可に伴い、磯崎字磯島 1 番地に隣接する第 2 工区の公有水面埋立地 3 万 3,357.91 平米が、磯崎字磯島の区域に編入を行うものであります。

最終ページの資料をお開きいただきたいと思います。

資料上段、赤色着色範囲が今回新たに生じた土地の対象範囲となります。磯崎字磯島 1 番地に隣接する公有水面埋立地を赤色破線で示した図面となります。新たに生じた土地の面積は、3 万 3,357.91 平米となるものでございます。

次に、資料下段、赤色実線で示した範囲が、今回、磯崎字磯島に編入する箇所となります。磯崎字磯島 1 に隣接する新たに生じた公有水面埋立地を磯島に編入するものということでございます。

これにより、磯島全体の面積は、宮城県及び町分を合わせまして 6 万 2,643 平米となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 16 議案第 55 号 物品売買契約の締結について（提案説明）

【消防小型動力ポンプ付軽積載車】

○議長（色川晴夫君） 日程第 16、議案第 55 号物品売買契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第 55 号物品売買契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の物品売買契約につきましては、松島町消防団第 4 分団の消防小型動力ポンプ付軽積載車が平成 18 年 3 月に購入、配備してから 18 年が経過し、老朽化も著しいことから、令和 6 年度、石油貯蔵施設立地対策等交付金により更新を図るものであります。

去る 8 月 22 日の入札に付し、議案のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

納期は、令和 7 年 2 月 28 日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） それでは、議案第55号物品売買契約の締結につきましてご説明申し上げます。

資料のほう 1 ページになります。

今回購入する消防小型動力ポンプ付軽積載車の主な使用内容を記載しております。

車両につきましては、4人乗りのガソリンエンジン、排気量が約660ccです。可搬式の小型動力ポンプを積載し、付属品として放水時に使用する給水管、管槍を装備いたします。そのほかに、消火活動に使用するとび口、金てこ、剣先スコップ、はしごなども併せて装備いたします。

納入場所につきましては、初原字岩清水、健康館脇の第4分団車庫になります。

資料2ページになります。裏面になります。

こちら、写真の車両につきましては、平成5年度に購入し、第1分団に配備した小型動力ポンプ付軽積載車となります。今回購入する車両と同規格、同仕様であり、参考イメージとしての写真となっております。

右側、資料3ページ、入札結果表となります。

入札方法は、条件付一般競争入札であり、4者からの申込みがありました。

入札の結果、宮城県仙台市泉区八乙女一丁目1番13号、株式会社共栄防災が落札しております。

落札額は662万円、契約額は税込みで728万2,000円となっております。

令和6年8月28日に仮契約を締結しており、納期は令和7年2月28日となっております。

説明は以上です。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第56号 工事請負契約の変更について（提案説明）

【松島町保健福祉センター大規模改修工事】

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第56号工事請負契約の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第56号工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、令和5年7月10日の臨時議会で請負契約の締結の議決をいただきました松島町保健福祉センター大規模改修工事について、工事施工の段階で、防火設備である排煙装置に劣化が確認されたことによる変更と併せ、浴室内の浴槽部に

においても劣化が確認されたことから、工種の追加により工事費の変更をするものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 保健福祉センター大規模改修工事の変更につきましてご説明いたします。

説明資料A3判の図面をお開き願います。

大規模改修工事につきましては、令和5年度から令和7年度までの3か年の債務負担行為にて工事を進めており、これまでに屋上防水工事や空調機器工事、高圧受電設備機器更新工事等が既に完了しております。

今回の変更につきましては、工事を進める中で劣化が確認された点について、追加して改修を行うものでございます。

具体的な内容について、資料左上にございます追加資料工事に関する凡例の順にご説明いたします。

1点目、防火設備である排煙窓につきまして、屋上防水工事施工の段階で一部開閉不能の状況が確認され、残る箇所についてもワイヤーの伸びやささくれなどの不具合が確認されたため、改修し、施設利用者の安全を確保するものでございます。

2点目、トップライトにつきましても、排煙窓と同様に一部開閉不能箇所があり、残る箇所についても雨漏りなどによる腐食が要因の劣化が確認されたため、改修するものでございます。

3点目、正面玄関を入ってすぐのエントランスホール頭上にあるスクリーンカーテンにつきましては、ワイヤーの不具合などが確認され、現在開閉ができない状態であります。今回の改修により、もともと電動の4枚のスクリーンカーテンのうち外側2枚を固定式、中央2枚を手動で開閉する内容に変更する予定としております。

4点目、施設内に2か所ありますふれあいの湯の浴槽につきまして、浴槽の縁枠として設置しております木材の経年劣化が著しく、木材が摩耗しささくれ立った状態となっておりますことから、今回の改修により木材を石材に変更する予定としております。

5点目の老人憩いの部屋の畳と6点目のデイサービスの脱衣室床につきましては、擦り切れ

や汚れの固着等が、劣化が著しい状況が確認されていたため、大規模改修工事に追加して改善するものでございます。

以上、6項目に関する追加改修に関する費用1,691万6,900円をもって増額変更を行うものでございます。これにより、現契約額5億600万円が、変更後5億2,291万6,900円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

この後、日程第18から一般会計補正予算始まる前に、議案第50号地区計画区内建築制限条例の一部改正について、ちょっと説明に一部誤りがあったというようなことでございますので、改めて、金田次長から説明を求めます。金田次長。

○企画調整課次長（金田卓也君） 恐れ入ります。先ほどご説明いたしました建築物制限条例のご説明の中で、別表第3の部分でございますが、意匠、建築物の意匠の部分に係るところの制限内容でございますが、こちらのご説明の際に、特別名勝松島保存管理計画や松島町景観計画にてというふうにご説明させていただきましたが、今回のこちらの地区につきましては、特別名勝松島保存管理計画区域外でございましたので、こちらのご説明の部分削除させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（色川晴夫君） 職員に申し上げます。このようなことがないように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

日程第18 議案第57号 令和6年度松島町一般会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） それでは、日程第18、議案第57号令和6年度松島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第57号令和6年度松島町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページ、7ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費及び7ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、職員の人事異動により人件費を補正するものであります。

6ページに戻りまして、2項2目賦課徴収費につきまして、法人町民税に係る還付額が増加したことに伴い補正するものであります。

7ページにわたります。

3款民生費1項5目介護保険対策費につきましては、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴い、介護保険特別会計に対する繰出金を補正するものであります。

2項3目保育所費につきましては、職員の児童手当及び防犯カメラの設置に係る経費を補正するものであります。

なお、防犯カメラ設置につきましては、宮城県町村会で実施する令和6年度町村地域活性化促進等助成金交付事業において、高城保育所、児童館、第一幼稚園及び第五幼稚園に設置する企画が採択されたことに伴うものでございます。

8目児童館費につきましては、防犯カメラ設置に係る経費を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

8款土木費1項1目土木総務費につきましては、会計年度任用職員の人件費等を補正するものであります。

5項5目街路事業費につきましては、都市計画道路根廻・初原線道路整備事業に係る工事請負費及び水道管移設補償金を補正するものであります。

9ページにわたります。

10款教育費6項1目幼稚園費につきましては、防犯カメラ設置に係る経費を補正するものであります。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事の事後の調査結果に基づき、建物等補償金を補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

12款地方特例交付金1項1目地方特例交付金及び13款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

17款国庫支出金2項4目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました都市計画道路根廻・初原線道路整備事業に対する補正であります。

4ページをお開き願います。

19款財産収入2項1目不動産売払収入につきましては、町有地の売払いに当たり補正するものであります。

21款繰入金1項1目国民健康保険特別会計繰入金から3目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰入額を補正するものであります。

2項6目まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました都市計画道路根廻・初原線道路整備事業及び児童福祉施設と幼稚園への防犯カメラ設置に係る財源として、基金より繰入額を補正するものであります。

5ページにわたります。

22款繰越金1項1目繰越金につきましては、令和5年度決算に伴い補正するものであります。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました防犯カメラ設置に対するものであります。また、過年度収入につきましては、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の国からの追加交付分について補正するものであります。

24款町債1項6目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき、借入可能額が確定したことにより補正するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきまして担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 私からは、不動産土地売払いについて説明させていただきます。

一般会計補正予算（第3号）提案理由書の次にありますA3横使いの図面をお開き願います。補正予算事項別明細書は4ページとなります。

19款財産収入2項1目不動産売払収入につきましては、旧磯崎保育所跡地1,525.1平米及び旧蛇ヶ崎集会所跡地214.62平米に係る土地売払収入について、今回補正するものであります。

今後の売払いスケジュール等についてでございますが、売払いの方法は一般競争入札とし、土地利用条件としては、建築物の用途を戸建て専用住宅とします。入札参加者は、個人または法人を対象とし、9月中旬から10月中旬の間、入札参加申込書の交付及び受付期間を設け、10月下旬に入札実施の予定として進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君）　あとは。蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君）　それでは、児童福祉施設及び幼稚園防犯カメラ設置事業について説明させていただきます。

恐れ入りますが、主要事業説明資料1をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書は、7ページの3款2項3目保育所費、8目児童館費、9ページの10款6項1目幼稚園費となります。

今回の補正につきましては、高城保育所、児童館、第一幼稚園、第五幼稚園に防犯カメラを設置し、施設の安全で安心な環境を整備するもので、工事請負費として299万5,000円を補正させていただくものです。

財源の内訳につきましては、その他として宮城県町村会、令和6年度町村地域活性化促進等助成金100万円と、まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金199万5,000円となります。

次のページ、資料1ページから資料2ページにつきましては、各施設への防犯カメラ設置予定箇所となります。いずれの施設も、玄関等の出入口、園児などの進入路、防犯面で進入が想定される箇所をカバーできるよう、警察等からの指導を踏まえた計画としております。

また、各施設には、録画データを保存できるようにデジタルビデオレコーダー1台、職員室で監視を可能とするワイド液晶モニター1台等をそれぞれ設置し、防犯体制を強化するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君）　岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君）　都市計画道路根廻・初原線道路整備事業についての補正につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

主要事業説明資料2をお開きください。

補正予算事項別明細書につきましては8ページになります。

8款5項5目街路事業費、都市計画道路根廻・初原線道路整備事業の補正額5,500万円につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、水道事業所における水道管移設設計業務が完了したことに伴い水道管移設補償金を補正するもので、併せて保安林解除の速やかな道路整備推進を図るため、根廻側の土木工事費を補正するものでございます。

次に、A3横の資料をお開きください。

計画図右上段の赤着色箇所起点部交差点になりますが、国道346号交差点改良に伴い水道管移設補償費を補正するものでありまして、水道管の延長は284.4メートルとなります。

次に、計画図中央の赤着色箇所につきましては、都市計画道路根廻・初原線の本線の道路整備を推進するため延長240メートルの道路整備工事を行うものであり、計画図右下段に標準横断図を添付しておりますが、切土等の土工により路床造成まで行うこととしているところでございます。

恐れ入ります、主要事業説明資料にお戻りください。

事業概要でございます。

(1)の工事請負費につきましては、道路整備工事として根廻工区の土木、延長240メートル、工事費3,528万5,000円を補正するものであります。

次に、(2)補償補填及び賠償金につきましては、水道事業所において国道346号交差点改良工事に伴う水道管移設設計業務が完了したことに伴い、水道管布設替え延長284.4メートルに係る水道管移設補償金1,971万5,000円を補正するものであります。

また、水道管移設補償金につきましては、今回の補正額と既に当初予算で計上しています予算を合算しまして補償費を支払うこととなります。最終的な補償金額は2,159万6,000円となります。端数処理の関係で若干のずれはございますが、今回水道事業会計補正予算額と一致するものでございます。

なお、補正額の全体額でいきますと5,500万円を補正するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、公共土木施設災害復旧費についての補正につきましてご説明をさせていただきますと思います。

主要事業説明資料の3をお開きください。

補正予算事項別明細書は9ページになります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、町道松島・磯崎線橋梁外災害復旧工事に係る補正額241万3,000円につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、町道松島・磯崎線橋梁外災害復旧工事の事後調査が完成したこ

とに伴い委託料を補正するものであり、併せて事後調査の結果を踏まえ、家屋等へ影響箇所が確定したことに伴い、建物等補償金を補正するものでございます。

A 3 横の資料をお開きいただきたいと思います。

町道松島・磯崎線、こちら松島大橋でございますが、橋梁外災害復旧工事の事業詳細につきましては、災害復旧工事の影響範囲にある建物について事前調査のデータと比較し、現地調査を踏まえ、事後調査を行ったところでございます。

事後調査の結果は、資料、赤色着色箇所の 8 棟になります。影響が及んでいる建物は図面記載のとおりであり、影響度合いや補償内容については個別に説明を行っておりまして、おおむね了解を得ているところでございます。

恐れ入ります、主要事業説明資料にお戻り願います。

事業概要でございます。

(1) の委託料につきましては、事後調査業務委託の請負差金により、委託料を、658 万 7,000 円を減額補正するものでございます。

次に、(2) の補償補填及び賠償金につきましては、事後調査業務委託が完了し、建物等補償金の額が確定したことに伴い、影響家屋 8 棟、建物等補償金 900 万円を補正するものであります。

補正額全体で 241 万 3,000 円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。少々お待ちください。

日程第 19 議案第 58 号 令和 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第 19、議案第 58 号令和 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第 58 号令和 6 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和 5 年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 0 議案第 5 9 号 令和 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第59号令和 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第59号令和 6 年度松島町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和 5 年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものがあります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 1 議案第 6 0 号 令和 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第60号令和 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第60号令和 6 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和 5 年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。また、令和 5 年度介護給付費の確定による国県及び支払基金への返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金の繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 2 議案第 6 1 号 令和 6 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第61号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第61号令和6年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第62号 令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第23、議案第62号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第62号令和6年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）。

今回の補正につきましては、都市計画道路根廻・初原線国道346号交差点改良工事に伴う配水管移設工事の工事請負費及び工事負担金を補正するものであります。

これにより、収益的収入の総額を6億110万5,000円、資本的収入の総額を2,336万8,000円、資本的支出の総額を1億6,293万円とし、資本的収支不足額1億3,956万2,000円の補填財源のうち過年度分損益勘定留保資金を6,171万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第63号から日程第32 議案第71号

○議長（色川晴夫君） ここでお諮りします。日程第24、議案第63号から日程第32、議案第71号までは、令和5年度各種会計歳入歳出決算認定に関する議案であります。関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第24、議案第63号から日程第32、議案第71号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第63号から議案第71号まで、令和5年度松島町一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

各種会計の決算審査につきましては、丹野、後藤両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

決算書及び関係資料につきましては既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を申し上げます。

令和5年度一般会計の決算につきましては、歳入総額72億7,281万円に対し、歳出総額70億810万7,000円となり、歳入歳出差引額2億6,470万3,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額2,487万7,000円及び事故繰越額3,000万円を差し引いた計2億982万6,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち1億5,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

令和5年度予算に対する歳入の収入率は94.62%、歳出の執行率は91.17%となっております。町税につきましては、徴収率は前年度と同率の98.6%となり、法人町民税、固定資産税及び都市計画税の減により、町税全体で2,126万1,000円ほど減収となりました。

それでは、歳出の主な事務費につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質向上や知識、技能の習得を図るための研修や、職員の健康維持を図るため健康診断などの福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、毎月発行の広報まつしまに掲載する記事におきまして、より見やすく、より読みやすい紙面づくりに努めました。また、町ホームページをはじめ、LINEを含めた各種SNS等を活用し、適時の情報発信に努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。また、令和4年度決算に係る財務諸表を作成し、公表しました。

企画費につきましては、令和6年度から7年度にかけて策定する次期長期総合計画において策定作業に向けた方針やスケジュール等について検討を行い、総合計画審議会におきまして、その内容について報告を行いました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づく景観形成に関する事前協議等を通じ、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

企業誘致につきましては、初原地区開発区域における工業系企業の誘致等に関し、宮城県主催の企業立地セミナーへの出展等をはじめ、個別にも企業との誘致に係る面会を重ね、本町の取組を紹介し立地に向けた協議を行うなど、様々な機会を捉えた誘致活動を実施しました。

定住促進事業につきましては、定住促進事業補助金や東京圏からの移住者を対象とする移住支援金等の交付について引き続き実施し、併せて宮城県主催の移住定住フェア等への出展や個別相談を通じ、町の魅力をはじめ、移住後の生活が想像できるようなPRに努め、移住者増につながるよう取り組みました。また、令和5年度は移住定住ガイドブックの掲載内容をより見やすいレイアウトで刷新し、配布拠点であるふるさと回帰支援センター等への配置やイベント等での配布するなど、一層のPRを図りました。

交通安全費につきましては、見通しの悪い交差点へのカーブミラーの設置や老朽化したカーブミラーの更新を図り、安全・安心な交通環境の構築に努めました。また、交通安全指導員による交通安全教室や通学路での街頭指導を行ったほか、交通安全母の会などの関係団体と連携し、高齢者への会合に出向いて実施した事故防止の呼びかけや広報車による広報活動など、交通安全の啓発並びに交通事故の防止を図りました。

諸費につきましては、特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれることがないように、安全安心メールや各種SNSを活用して迅速な情報提供に努めたほか、警察や防犯指導隊などの協力の下、定期的な防犯パトロールや地域安全運動などを実施し、犯罪被害の防止に努めました。また、夜間における視認性の向上により安全を確認するため、各地区が管理する防犯灯のLED化や設置に係る費用を助成し、犯罪が起きにくい環境づくりに努めました。

電子計算費につきましては、基幹系システム、公会計システムの運用を継続するとともに、令和7年度末までに移行が義務化されている自治体情報システムの標準化、共通化に向けた進捗を図りました。

町民バス運行費につきましては、町内全域における路線バスの運行により、通勤通学、外出のための移動手段を確保し、高齢者や学生をはじめとする交通弱者の生活利便性の向上に努めました。なお、町民バスについては、より安全で安心な運行を目指し、民間事業者への業務を委託することについて地域公共交通会議の承認を得たことから、令和6年4月より業務委託にて運行を開始しております。

施設管理費につきましては、集会施設に空調設備を設置し、地域コミュニティの場として

利用しやすい環境整備を行いました。また、個別施設計画に基づき、地域との協議が調った 8 施設におきまして解体工事を実施いたしました。

ふるさと納税費につきましては、インターネット上の受付窓口であるポータルサイトを拡充し、町の魅力を発信するとともに、返礼品事業者の販路拡大に努めました。

地方創生費につきましては、本町を応援いただける企業からの寄附を募り、町の重点戦略に係る財源として充てることで、その実現につながる事業推進を図りました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている町民や事業者に対し、生活の維持や事業継続等に資するための全 6 事業を実施し、住民生活や地域経済に対する支援を行いました。

物価高騰対応重点支援地方創生事業費につきましては、燃料費の高騰等の影響を受けている町民を支援するため、商品券の配布事業をはじめ、農漁業者への支援に取り組みました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、本人確認を適正に行い、個人情報の保護に努めながら、諸証明やマイナンバーカードの交付等を行いました。また、令和 6 年 3 月からは本籍地以外の市区町村の窓口でも直系親族の戸籍謄本等が請求できる広域交付制度の開始により、さらなる戸籍制度の利便性向上が図られました。

選挙費につきましては、任期満了に伴う宮城県議会議員一般選挙、同じく任期満了に伴う松島町長選挙、松島町議会議員の定数が 1 名不足していることから松島町議会議員の補欠選挙を松島町長選挙の便乗選挙として行いました。

民生費の社会福祉費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員、児童委員への活動支援や、社会福祉協議会をはじめとする福祉団体への助成を行いました。

障害者福祉費につきましては、障害のある方に、障害者総合支援法などに基づき、町が施設入所費や通所サービス費用の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付など行いました。

老人福祉費につきましては、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業や宅配夕食サービス事業を継続的に実施しました。また、高齢者福祉助成事業として、高齢者等のタクシー利用助成及び紙おむつ購入費助成を行いました。

保健福祉センター管理費につきましては、町民が長期的に安心して利用できるよう、大規模改修工事が令和 5 年度分を実施しました。また、施設の保全や安全管理に努め、修繕等を適切に実施しました。

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費につきましては、エネルギー・食料品

価格等の物価高騰に直面し特に影響を受けている住民税非課税世帯に、臨時特別給付金として1世帯当たり3万円を給付し、経済的負担の軽減を図りました。

物価高騰対応重点支援給付金事業費につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯への緊急支援給付金として1世帯当たり7万円を給付し、経済的負担の軽減を図りました。

児童措置費につきましては、中学校修了前の子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的に、児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、廃止となった松島保育所及び磯崎保育所の解体工事を実施しました。また、高城保育所において必要な修繕や備品を購入するなど、児童が安心して過ごせる保育環境の整備を図りました。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭に医療費の一部を助成し、独り親家庭等の医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子ども医療対策費につきましては、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子供の通院、入院を医療費助成の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談並びに子育て講座を行い、安心して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、関係機関などと連携しながら児童虐待の予防に努めました。また、子育てに関する情報を提供しているホームページの改修を行い、より利用しやすい環境の整備を図りました。

児童館費につきましては、児童館及び留守家庭児童学級について、指定管理者と密に連携を取りながら、適正な管理運営に努めました。

低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、その影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。

低所得者の子育て世帯への加算給付金事業費につきましては、物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、18歳以下の児童1人につき加算給付金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。

保健衛生総務費につきましては、医師会及び医療機関と連携を図り、地域の医療体制を維持、確保したほか、健康増進総合計画の策定のためのアンケート調査を実施し、健康づくり施策の推進を図りました。

予防費につきましては、全ての定期予防接種で償還払い対応を行い、指定医療機関外で接種

ができるよう、利便性を向上させました。また、調理実習を伴う健康教育を再開し、栄養改善の普及啓発を推進しました。

健康館費につきましては、安心・安全に利用できるよう、施設設備の定期点検、修繕、管理を行いました。

母子保健事業につきましては、産後ケア事業を拡充し、出産直後から切れ目なく育児支援を行う体制を整えました。また、妊産婦、乳幼児の健康診査費や新生児聴覚検査費の助成し、妊娠出産に係る経済的負担の軽減に努めました。

環境衛生費につきましては、ゼロカーボンシティに向け、広報やホームページにて家庭でできる身近な取組等を周知するとともに、ごみゼロ運動や秋の一斉清掃活動等を通じて、環境保護意識の向上を図りました。また、公衆衛生組合連合会の協力の下、殺虫剤の配布や清掃活動など防疫事業を展開するとともに、環境美化推進員によるごみ出し指導や定期的な不法投棄の巡回パトロールなども実施し、地域の衛生状態の保持と環境美化の推進を図りました。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、春開始接種、秋開始接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び重症化予防に努めました。

長寿健康対策費につきましては、後期高齢者を対象とした健康診査や運動教室、保健指導を実施し、フレイル予防として健康状態の改善を図りました。

塵芥処理費につきましては、ごみカレンダーや広報を通じて収集日と分別方法の周知に努め、生活系ごみの分別収集を行うとともに、小型家電を回収するなど廃棄物の再資源化を図りながら、適正な処理に努めました。なお、燃えるごみとして回収していたプラスチック製品については、リサイクルすることにより廃棄物の減量化を図り、さらには焼却するごみの量を削減して温室効果ガスの発生を抑制することを目的に、分別推進に向けて関係機関と連携し、周知に努め、令和6年4月から分別収集を開始しております。

勤労青少年ホーム費につきましては、社会福祉法人松の実福祉会への施設等の管理を委託し、引き続き利用しやすい環境改善に努めました。図書室においても、様々な年齢層が利用する蔵書の適切な管理のための蔵書点検を行い、蔵書の修繕や整理、購入に努めました。また、今年度は寄附金を活用し、絵本や紙芝居などの幼児教育に関する蔵書を購入しております。

労働諸費につきましては、松島町シルバー人材センター及び塩釜建設技能者訓練協会、事業者を支援することで就労支援を実施し、また、東北労働金庫と連携し、町内に居住または働く勤労者向けの融資制度を実施しました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づく農業者の円滑な農地の利用、支援及び最適化

の推進に取り組みました。

農業振興費につきましては、農業者の経営所得安定対策により、農家の経営安定、米の安定供給に向けた支援を実施いたしました。

農地費につきましては、農業農村の多面的機能の維持保全のため地域活動支援を行ったほか、ため池ネットフェンス設置工事を実施しました。あわせて、県営事業として志田谷地排水機場のポンプ設備整備工事等を実施し、施設の機能保全を図りました。

園芸振興費につきましては、地産地消を推進するイベントの開催及び町花セッコクの再生等、関係団体へ取組の支援を実施しました。

畜産振興費につきましては、和牛団体への優良子牛生産の支援を実施し、また、家畜伝染病の検査や情報収集を行い、生産者が安心・安全に畜産業に取り組めるよう努めました。

林業振興費につきましては、松くい虫防除対策及び特別名勝松島の松林保全として、宮城県と合同による空中散布と地上散布事業を実施したほか、樹幹注入及び被害木伐倒駆除を継続して実施するとともに、抵抗性松の育成促進のため植樹箇所の下刈り事業を実施しました。

水産業振興費につきましては、カキの衛生対策及びPR事業やアサリの稚貝散布の支援を引き続き実施しました。

漁港管理費につきましては、県営事業として、磯崎漁港の防波堤防食工事を実施し、施設の機能保全を図りました。

商工業振興費につきましては、利府松島商工会と連携して、地元業者の経営支援や創業者向け講座の開催及び地域ブランド推進事業を補助するほか、独自の創業者支援事業を継続し、また、町内金融機関と連携して、中小企業、小規模企業者向けの融資あっせん及び保証料の補給を実施いたしました。

観光行政費につきましては、松島町観光振興計画について、基本方針や施策など、観光審議会委員からのご意見を賜りながら改定を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、人々の生活様式が以前の状況を取り戻しつつある中、関係者と連携を図りながら、交通社会実験におけるにぎわい空間創出事業をはじめ各種イベントを開催し、観光地のにぎわいづくりと松島の魅力発信に努めました。

国際交流関係経費につきましては、韓国の麗水湾で開催された世界で最も美しい湾総会に出席し、松島湾の魅力や環境保全に関する取組を世界に向けて発信するとともに、各加盟湾で取り組むべき課題について議論を深めました。また、インバウンド需要回復を見据え、宮城県やDMO関係関連部署と連携し、情報発信を図りました。

施設維持管理経費につきましては、観光関連施設の適切な維持管理を行い、また、観光客の利便性や安全性を確保するとともに、効果的に業務を委託することにより効率化を図りました。

文化観光交流館費につきましては、指定管理者がカラオケのど自慢大会や各種教室を実施したほか、アンブレラスカイなど町民が楽しめる季節ごとの展示などで、工夫を凝らした施設運営を行いました。

道路維持費につきましては、町道の舗装補修工事や水路の改修工事を実施しました。

また、安全な道路環境を維持するため、定期的にパトロールを実施するとともに、道路の補修や除草等を地区の協力をいただきながら実施しました。

道路新設改良費につきましては、町道の舗装や狭隘道路の改良工事を実施し、道路環境の整備を図りました。

都市計画総務費につきましては、初原地区開発区域におきまして、宮城県との継続的な協議の実施や都市計画審議会に対する報告を得て、令和6年2月に着工した松島町初原土地地区画整理組合による造成工事に係る協議や指導助言を行い、事業推進を図りました。さらに、その他開発建築に関する制限等の照会対応、都市計画や地区計画に係る各種行為に対する事務を通じて良好なまちづくりの推進を図りました。また、都市計画法に基づき計画決定した都市計画道路の見直しについて検討しました。

公園管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、運動公園及び温水プールの利用を本来の形に戻し、町内外の利用者が安全・安心にスポーツ活動等を楽しめる場の提供を目的に事業運営及び施設管理に努めました。

街路事業につきましては、都市計画道路根廻・初原線道路整備事業で根廻側の道路整備工事を実施し、事業の推進に努めました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、大規模地震における被害の軽減化を図るため、一般木造住宅の耐震診断助成事業や危険ブロック塀等除去事業を継続して実施しました。

非常備消防費につきましては、老朽化した第1分団、小型動力ポンプ付軽積載車の更新並びに各分団に配備している消防ホースの更新を図るとともに、車両やポンプ等の消防資機材の整備及び消火栓等、消防水利の維持管理に努めました。また、4年ぶりに開催された塩釜地区二市三町連合演習や、実災害を想定した総合防災訓練での水難救助訓練等において、消防団の災害対応力の向上を図りました。さらには、防火意識の向上を図るため、火災予防運動期間や町内での火災多発時にチラシの配布や広報車による広報活動を実施したほか、火災や

台風等の災害時においては、常備消防の後方援護や警戒活動など被害の拡大防止と未然防止に努めました。

災害対策費につきましては、宮城県が公表した津波浸水想定区域や第5次地震被害想定調査を踏まえ津波避難計画の見直しを行ったほか、地震や津波、大雨等の想定被害範囲などを記載した防災マップの更新に加え、観光客や外国人に対し有事の際に迅速な避難行動につながるよう、外国語対応のウェブ版ハザードマップも構築しました。また、初の開催となった磯島での総合防災訓練では、防災関係機関や協定を締結している事業者と連携し各種訓練を行ったほか、能登半島地震を教訓として、2月には職員を対象とした避難所開設訓練を実施し、防災力の向上を図りました。さらには、共助の中心となる自主防災組織の訓練時において助言や支援等を行い、地域における対応力の強化と防災意識の向上を図りました。

避難施設管理費につきましては、避難者を円滑に受け入れることができるよう、避難施設や避難場所等の適正な維持管理を行い、防災機能の確保に努めました。また、更新した防災マップにおいて、家庭における食料品や飲料水等の備蓄を啓発するとともに、公助である町の備蓄品の充足を図るため計画的に購入し、災害時における受入体制の整備に努めました。

教育費につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、学校、家庭、地域が協働し、誇りと絆を育み、しなやかに生きる松島人の育成を推進するための教育環境の整備を行いました。

事務局費につきましては、引き続き教育指導専門員を雇用し、教職員等への指導、不登校児童生徒への支援等の充実を図るとともに、子ども国際観光科においては、教師と外国語指導助手ALTの協働により、児童の英語コミュニケーション能力の育成と、ふるさと松島の歴史、文化の継承に努めました。

心のケア不登校対策費につきましては、松島町子どもの心のケアハウス、もみの木教室の運営や、スクールソーシャルワーカーの配置により、様々な問題を抱える児童生徒への学習指導とその保護者に対する教育相談など、個々の実情に応じた支援の充実を図りました。

小中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めたほか、令和4年度に引き続き、第一小学校体育館照明のLED化工事を実施し学校施設における省エネルギー化を図るなど、教育環境の整備に努めました。また、ICT支援員を各学校に巡回配置し、児童生徒及び教員のICT活用能力の向上に努めました。

社会教育総務費につきましては、町の自然と歴史文化を守る松島まると学を推進し、児童生徒が地元松島への誇りと郷土愛を育む体験活動等を実施したほか、ジュニアリーダー育成

事業では、地域等からの派遣依頼を受け、各種行事への参加を積極的に行いました。

公民館費につきましては、住民の生涯学習意欲に対応するため、多様な教室講座の実施に努めました。また、ふれあいスポーツ大会や文化観光交流まつりは、健康増進や芸術文化活動の推進を目的として実施し、多くの住民が集い交流する機会となりました。

文化財保護費につきましては、令和10年に刊行する町史の編さん作業に関する文書の所在確認調査に取り組んだほか、瑞巖寺ライフライン整備等工事に合わせて文化財発掘調査を実施しました。また、文化財の活用面におきましては、観瀾亭・松島博物館や、松島湾三町文化財展等の場において、広く文化財の魅力情報発信に努めました。

町民の森費につきましては、引き続きアウトドア志向のブームを受け利用が多いことから、自然の環境を生かした教室を実施しました。

保健体育総務費につきましては、松島町体育協会に対し事業補助金を交付し、町内スポーツ団体の活動支援及びスポーツ振興に努めるとともに、第43回全日本実業団対抗女子駅伝の大会運営に際しては関係機関の協力を得て支援を行いました。

給食施設費につきましては、園児や児童生徒の成長に必要な栄養バランスをよく配慮した献立づくりに努め、施設や従事者の衛生管理を徹底するとともに、設備の整備や維持管理を行うことで、安心して安全な学校給食の提供を実施しました。また、学校給食に町内産の食材や宮城県の名物料理を提供し、郷土の食に対する興味や関心を高めることに努め、中学校の家庭科の授業で給食センターの栄養教諭が栄養バランスのよい献立を作成する授業を行うなど、食への関心と知識の向上を図りました。

幼稚園費につきましては、施設や設備の維持管理に努めたほか、幼稚園無償化に伴う施設等利用給付費事業により子育て世代への支援を行いました。また、個人の方から寄附金を活用し、各幼稚園に絵本等を購入しました。

農業施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費につきましては、令和4年7月の大雨で被災した施設の復旧工事を実施し、いずれも復旧が完了しました。

続きまして、特別会計であります、ここで休憩を……。

○議長（色川晴夫君） はい。では。

○町長（櫻井公一君） では、特別会計につきましては、午後からにします。

○議長（色川晴夫君） 今、町長からそういう申出もありましたし、12時も過ぎたということでございます。ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは休憩に入りまして、再開は13時といたします。休憩入ります。
大変ご苦労さまでした。

午後0時05分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

午前中は、一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいただきました。

これからは、議案第64号、特別会計である松島町国民健康保険特別会計から報告を、認定報告をお願いします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額16億7,591万円に対し、歳出総額16億7,300万2,000円となり、歳入歳出差引額290万8,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち150万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

国民健康保険の健全な運営、被保険者の適切な医療給付等に努めるとともに、産前産後の被保険者に対する出産前後4か月における国民健康保険税の軽減の実施と、令和6年4月からの国民健康保険税率について、基金残高等を勘案し、税率を5,000円引き下げる決定をしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2億2,869万2,000円に対し、歳出総額2億2,686万3,000円となり、歳入歳出差引額182万9,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携の下、市町村事務としてされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を行うとともに、新たに後期高齢者医療保険への加入者となった方には、制度移行による納付の混乱に特に配慮し、事務を実施しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額20億4,701万1,000円に対し、歳出総額19億6,928万8,000円となり、歳入歳出差引額7,772万3,000円をもって決算を行っております。

この実質収支のうち4,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

介護保険事業につきましては、高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の最終年度として事業運営を行いました。また、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業運営の方向性を

定めた第9期介護保険事業計画を策定しました。

介護予防の取組として、介護予防教室や通所の介護事業所にリハビリ専門職等による講話や体操などの実技指導を実施するとともに、元気塾等、住み慣れた地域での介護予防教室を継続的に実施しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額993万6,000円に対し、歳出総額993万6,000円となり、歳入歳出差引額ゼロ円をもって決算を行っております。

介護サービス事業特別会計につきましては、総合事業事業対象者及び要支援認定者に対し介護予防ケアマネジメント及び介護予防計画を作成し、関係事業者への助言や指導、連絡調整により在宅生活を支援しました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額1億3,727万2,000円に対し、歳出総額1億2,203万1,000円となり、歳入歳出差引額1,524万1,000円をもって決算を行っております。

この支出収支額のうち1,500万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

観瀾亭費につきましては、飲食メニューの見直しや、日本遺産をテーマとしたイベントにおいて観瀾亭の土産品の販売を行い、さらなる魅力向上に努めました。また、観光客の利便性向上を図るため、観瀾亭・松島博物館敷地内において、公衆トイレ建設工事を実施しました。

福浦橋費につきましては、福浦橋においてアマモ場再生活動を実施し、SDGsに関する本町の取組について参加者や観光客に広く周知しました。さらに、環境整備として施設の修繕等を実施し、良好な施設維持管理に努めました。

松島区外区有財産特別会計につきましては、歳入総額126万6,000円に対し、歳出総額126万6,000円となり、歳入歳出差引額ゼロ円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰入れが主なものであります。歳出につきましては、高城区有地における草刈り等の経費と財産積立てを行ったものであります。

なお、令和5年度末をもって、本特別会計を閉鎖しております。

水道事業会計につきましては、令和5年度水道事業の業務量として、年度末給水人口1万2,997人、年度末給水戸数5,707戸、年間総配水量189万8,000立方メートル、年間有収水量162万8,000立方メートルとなりました。

水道事業収益につきましては、5億2,491万7,000円となり、給水収益の増により前年度に比して1,279万7,000円の増額となっております。

水道事業費用につきましては、5億1,305万4,000円となり、主に職員給与費及び資産減耗費

の増により、前年度に比して362万5,000円の増額となっております。

資本的収入につきましては、明神地内消火栓設置工事に係る負担金を受け入れております。

資本的支出につきましては、左坂配水池建設工事等実施しました。

資本的収支としましては、資本的収入294万3,000円に対し、資本的支出5億89万9,000円となり、収支不足額4億9,795万6,000円は過年度分損益勘定留保資金等により補填しております。

下水道事業会計につきましては、令和5年度下水道事業の業務量として、年度末処理区域面積294.5ヘクタール、処理区域内人口9,468人、水洗化人口8,933人となり、水洗化率94.35%、年間処理水量は152万1,000立方メートル、年間有収水量は124万6,000立方メートルとなりました。

下水道事業収益につきましては10億570万円に対し、下水道事業費用につきましては9億6,199万5,000円となり、4,370万4,000円の純利益が生じました。

資本的収入につきましては、受益者負担金のほか、建設改良工事等に係る補助金、企業債を受け入れております。

資本的支出につきましては、未整備地域の下水道管布設工事等を実施しました。

資本的収支としましては、資本的収入3億1,026万7,000円に対し、資本的支出4億3,770万4,000円となり、収支不足額1億2,743万7,000円は過年度分損益勘定留保資金等により補填しております。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で、議案第63号から議案第71号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第33 報告第6号 令和5年度松島町健全化判断比率について

日程第34 報告第7号 令和5年度松島町資金不足率について

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。日程第33、報告第6号及び日程第34、報告第7号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がありますので、一括して報告を求めたいと思います。なお、報告書の朗読については省略したいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

報告第6号及び報告第7号の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第6号令和5年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和5年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。両比率とも実質赤字がないため、財政健全化法第3条第3項の規定により宮城県知事への報告様式に準じ、「^{なし}－」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、7.5%と昨年度に比べ比率が上がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおり18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など令和5年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。令和5年度決算では、将来負担額が充当可能財源を下回ったため、「^{なし}－」と記載しております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、令和5年度の松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

続きまして、報告第7号令和5年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和5年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金の不足額の比率であり、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計、下水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計が該当し、令和5年度決算では資金不足額がないため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計にお

いて「^{なし}一」と記載しております。

なお資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、令和5年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） それでは、令和5年度の健全化判断比率、資金不足比率について説明させていただきますので、お手数ですが、A4横使いの報告第6号及び報告第7号の健全化判断比率等についての参考資料をご覧ください。また、町長の説明と重複する箇所もございますが、ご了承願いたいと思います。

まず、1ページをお開き願います。

健全化判断比率としまして4つの財政指標について町の財政状況を客観的に表すもので、国が示した計算方法により求めるものとなっております。その結果、4つの比率は記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再生基準には至っておりません。健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお願いいたします。

左上の表が一般会計等に生じています赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、令和5年度の実質赤字比率はマイナス4.98%となっております。そのほかの表が松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載してありますとおり、マイナス35.54%となっております。このように実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナスとなっております。このことは赤字は生じていない、黒字であるということを示しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計及び下水道事業会計、並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものであります。

3ページの表の右側の（8）に、資金不足額または剰余額を表しております。

水道事業会計では約11億1,140万円の剰余額、下水道事業会計では約6,200万円の剰余額と、

また、観瀾亭等特別会計も剰余額を有しておりまして、資金不足にはなっていないことが示されております。

4ページをお願いいたします。

資金不足比率につきましては、資金不足額を営業収益の額、または営業収益に相当する収入の額など、事業規模で除して求めるものであります。その結果、プラスの数値で高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス217.44%、また、5ページに記載のありますとおり、下水道事業会計の資金不足比率の計算結果マイナス20.32%となりまして、観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロとなっております。

このことから、水道事業会計及び下水道事業会計並びに観瀾亭等特別会計は、資金の不足はしていないということになっております。

6ページをお開き願います。

この表は地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。①から⑮までの数字は、国の統計調査であります決算統計や普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これを基に国が示した計算方法で算出したものであります。

この結果、実質公債費比率は7.5%で、前年度より0.7ポイントの増となりました。単年度の実質公債費比率が昨年度より増となった要因としましては、表⑭の臨時財政対策債発行可能額が、令和3年度より約1億8,800万円の減となり、分母の額が減少したことによるものであります。また、3か年平均による実質公債費比率が0.7ポイント増となった主な要因としましては、算定から外れました令和2年度の単年度比率が5.89588でありましたが、令和5年度、今年度の単年度比率が7.92729と、令和2年度単年度比率よりも約2.1ポイント高くなったことが影響しております。

7ページをお願いいたします。

この表は将来負担比率を求めたものであります。

将来負担比率は地方債や債務負担行為に関わるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものであります。

この計算は、このページの下の方のとおりであります。令和5年度の将来負担比率はマイ

ナス2.1%となり、記載としては「^{なし}」となります。

将来負担費率が昨年度より「^{なし}」となった主な要因としましては、表上側の将来負担額の一番左側の欄、地方債の現在高が令和3年度より約3億1,200万円の減、また、左から3番目の欄の公営企業債等繰入見込額が令和3年度より2億8,700万円ほど減少しております。これは、下水道事業会計等におきましても、地方債の現在高の減少などによりまして、一般会計からの繰入額相当分の補助金等見込額が減少したことによるものと考えられます。しかしながら、令和4年度単年度での比較となると、地方債残高及び公営企業債等繰入見込額が微増しており、^{なし}「^{なし}」とされるマイナス幅は縮小していることを申し添えいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

日程第35 議案第72号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第36 議案第73号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第35、議案第72号及び日程第36、議案第73号は、松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての議題であり、関連がございますので、一括して議案の説明を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第35、議案第72号及び日程第36、議案第73号は一括議題とします。

諮問の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

現在、教育委員会委員の鈴木康夫氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となることから、引き続き鈴木康夫氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

鈴木康夫氏の経歴につきましては、資料にも記載しておりますが、東北大学大学院工学研究科修士課程を修了後、昭和54年から長年にわたり宮城県庁職員として奉職され、宮城県産業

経済部技術参事兼研究開発推進課長、宮城県産業技術総合センター所長などを歴任されております。

平成24年4月には公立大学法人宮城大学地域連携センター教授、平成29年4月には学校法人梅檀学園東北福祉大学教授、令和5年4月より同大学非常勤講師に就任されております。

学校教育に深い理解と熱意を持ち、社会的見識を有した人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間であります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第73号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

現在教育委員会委員の佐藤晴子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となることから、引き続き佐藤晴子氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

佐藤晴子氏の経歴につきましては、資料にも記載しておりますが、東北学院大学文学部英文学科を卒業後、昭和59年から長年にわたり小学校教諭として奉職され、大河原教育事務所次長兼指導主事、宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進専門監など、行政経験も豊富な方であります。

令和2年3月に塩竈市立第一小学校を最後に退職され、同年4月から宮城県仙台教育事務所学力向上マネジメントアドバイザーに就任されております。

学校教育に深い理解と熱意を持ち、社会的見識を有した人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間であります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案第72号及び議案第73号の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件は人事案件でございます。討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第72号の採決を行います。

採決の方法につきましては、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。お願いします。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいま出席議員13名であります。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

7番赤間幸夫議員、8番高橋幸彦議員、開票の立会いをお願いします。

開票行ってください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中、可とするもの13票、否とするものゼロ票。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員です。よって、議案第72号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

続けて議案第73号を採決します。採決を行います。

採決の方法につきましては、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

ただいまの出席議員13名であります。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、9番阿部幸夫議員、10番今野章議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定により否とし、反対とみなします。

投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げます。呼ばれた方から順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認め、投票終わります。

これより開票願います。

9番阿部幸夫議員、10番今野 章議員は開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中、可とするもの13票、否とするものゼロ票。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第73号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（色川晴夫君） ここで暫時休憩に入りたいと思います。この片づけもあります。それから、この後、一般質問に入りますので、暫時休憩に入ります。13時55分開会となります。

午後1時43分 休 憩

午後1時55分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

日程第 37 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第37、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

2 番米川修司議員。

〔2 番 米川修司君 登壇〕

○2 番（米川修司君） 2 番の米川修司でございます。

一般質問の質問方式につきましては、令和6年第1回定例会より一括方式を採用しておりますけれども、再質問を含めまして一括で質問するメリットというのは少なからず実感できたわけですが、一方で、答弁のしやすさといったところを総合的に考慮しまして、現在は主流となっています一問一答方式を再び採用していくのが相対的に望ましいと判断いたしました。

本日の一般質問は初心に立ち返って臨む所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず大綱1点目、公用車の有効活用及び次世代自動車導入の促進について質問させていただきます。

（1）の質問です。

本町が日頃から取り組んでいる事業を拡充する、あるいは新たな事業を開始するに当たっては、基本的に新たな財源を確保する必要がありますが、新たな財源を確保するために取られる方法の1つとして、町が所有する資産を有効的に活用することが挙げられます。

具体的には、町の資産を広告媒体として民間企業の広告を掲載することを通じ、町の新たな財源を確保することを目的として、平成24年には松島町有料広告等掲載要綱が告示され、現在に至っています。

その有料広告に関する掲載基準は別に定められ、広告掲載に係る可否の審査はこの基準に基づいて行われていますが、既に広報まつしまや松島町公式サイトにおいては、有料広告を掲載することを通じて、民間企業の宣伝効果はもちろんのこと、町民サービスの向上や地域経済の活性化が図られています。

この掲載要綱によると、広告の掲載が可能な広告媒体として町の広報物や印刷物、町のウェブページのほかに町の財産と明記されていますが、これには公用車も含まれると理解してい

ます。

そこで、新たな財源を確保するための手段を増やす意味において、日頃より町内、町外を問わず走行している公用車にも広告を掲載するとよいのではないのでしょうか。今後は公用車に広告を掲載する考えはないか、お尋ねします。

○議長（色川晴夫君） まず、1問目ですね。答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 米川議員の一般質問、公用車について答弁してまいります。

本町における有料広告につきましては、従来のバナー広告に加え、今年度から町広報誌への掲載を既に開始しており、財源の確保はもとより、地元企業等の認知拡大による地域経済の活性化に寄与することとともに、町民サービスの向上に資するものと考えられます。

公用車への広告掲載につきましては、現在本町で保有する公用車の大半が維持費等の負担軽減のためにリース物件となっておりますことから、実施可能の可否について債権者との協議等が必要になることに加え、広告内容や業種等につきましても景観や青少年に対する影響を考慮し、併せて他団体の事例を踏まえながら、適正に実施できるか調査してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川修司議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁を踏まえて、質問させていただきます。

まず、公用車の大半はリース契約であるというのは把握しておりました。実際に町が自己所有できているものというのは、財産に関する調書によると計5台であるというところで、そのほかの車両は基本的にリース契約ということで承知しておりますけれども、まず、リース契約であっても、基本的に会計上はあくまで資産であると認識してまいりまして、これは同じリースでもオペレーティングリースといった通常の賃貸借契約ですと、これは資産と呼びませんけれども、通常の賃貸借取引でなければ、ファイナンスリース取引であれば、基本的に会計上はリース資産と呼べるということで、そこは、自己保有の車でもリース契約でもあっても、もちろんリース会社の承諾が大前提ですけれども、その点クリアできれば、リース車両であっても広告掲載は可能だと思っているんですけれども、まず、そのリース契約でも車両広告は掲載できるんじゃないかという見解なんです、そのあたりお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） リース契約がどういう掲載の仕方だとできるかできないかというの、ちょっと私、追求していないからはっきり言えませんが、ただ、車両にしっかり書き込

む方向と、それからマジック、何でしたっけ、（「マグネット」の声あり）マグネットシート、ああいったものを貼る場合と両方あるかと思うんですけども、マグネットシートだと車両にあまり傷つけないのでできるかなという思いはありますけれども、それもやっぱり確認しないと駄目だと思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね。同じ広告でも、マグネットシートのタイプもあれば、はめ込み型もあるかなと。その区別は必要かなと思っていますけれども。

今、マグネットシートの話が出ましたので、近隣市町の事例を探しました。前提として、マグネットシートの作成から掲載、補修、そして撤去、これはあくまで広告主の負担という前提で近隣の市町は取り組んでおります。塩竈市ですと、市長部局、教育委員会、市立病院の公用車、計49台が広告掲載が可能ですよと。東松島市ですと、総務課所管の9台が広告掲載が可能ですよと。いずれもマグネットシートのタイプで、はめ込み型は採用していないと把握しています。

あと、塩竈も東松島も、ちゃんと公用車の車両広告の掲載基準というのを、そういったものを別に作成して取り組んでいるということで、現在ある町の広告掲載要綱だけでも対応可能かもしれませんけれども、実際取り組むとしたら、こういう車両広告の掲載基準というのを別に設ける必要があるのかお尋ねしたいんですけども。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 松島町有料広告等掲載要綱にも財産等示されておりますが、基準は別途に、公用車に載せる場合は決めていくべきものと認識しています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね、広報まつしまであたり公式サイトとはまた別でして、有形固定資産に広告を掲載するということで、これまでの広告と性質が異なると思いますので、ここは、ほかの市町の事例があるので広告掲載基準の作成は難しくないと思っていますけれども、実際に広告掲載を検討する際はその基準の作成までよろしく願いできればと思います。

あとちょっと金額の面でいいますと、塩竈市ですと、広告料の月額、側面のみだと月3,000円、背面のみだと月600円と。両方だと計3,600円ですね。あと、東松島市ですと、これは側面と背面とセットですが月額4,000円ということで、参考までに広報まつしまですと月額1万

円、ホームページバナー広告は年額6万円ですので月額5,000円というところで、僕の肌感覚では、もし松島の公用車に広告を掲載するとなると、バナー広告の5,000円と広報まっしまの1万円の間でいいんじゃないかなと。塩竈や東松島より上回ってもいいんじゃないかなと思うくらいで。

仮に月額を東松島市の2倍の8,000円と設定しまして、あと仮に広告を掲載するものを取りあえず自己保有の車両5台ですね、財産の調書上、財産に関する調書上の自動車のみ広告を載せるとしますと。すると、月額8,000円で12か月の5台分ですから、これ5台だけでも年額50万円弱広告収入が得られると。仮にリース車両にも広告を掲載する場合ですと、東松島が現在9台ということですから、仮にその2倍くらい、20台に広告を載せますと、もう年額192万円ということで、もう年間200万円弱広告収入が得られますし、5年で1,000万円、10年で2,000万円ということで、本当にこの広告収入というのはばかにならないなと想像していましたけれども。

そういった金額面も踏まえまして、先ほどの町長の答弁にも町内の未成年に対する影響など幾つか考慮すべき点はあるかと思えますけれども、そういったところしっかり検討した上で、解決した上で公用車に広告を載せるというのはとてもいい試みになるんじゃないかと思っています。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 米川さんの計算上1,000万円、2,000万円という数字出たので、検討しないということじゃないと思いますけれども、やっぱり検討はする必要はあるかもしれません。

ただやっぱり、よその町が、東松島さん、塩竈さん、塩竈の例は持っていましたけれども、その額が幾らでいいとかそういったものについてもちょっと調べないと、どれが妥当なのかもよく分からないので、一目散にここで全部やりますとは言えませんが、ただ検討すると。

それから、そういうところに広告を載せる場合の相手先についても、これよく調べてやらないと、あまり政治色が強くても駄目だろうし、青少年にあまり害を与えるようなものでも、刺激を与えるようなものでも駄目だろうし、いろいろなものが規制されてくるかと思うんですね。そういった内容もちゃんと精査して、あともう1つ、企業でブラックイメージで、載せたら1か月で例えばその会社に何かトラブルが生じて、それが大きい話題になったという場合に、じゃあ町はすぐそういったものですぐそういったものを解除できるのかとかですね。そもそもいろいろなことを検討しながらやっぱりやっていかないと、ただ単に収入があるか

らということでは決めかねているのかなと思います。

今後、様々な面で調査研究だけはちゃんとしてまいりたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。そうですね、確かに、広告料を支払えばどんな企業でも広告を載せていいとは、そういうことにはならないですし、あと企業の業種も気になりますし、そういった配慮も必要だと思いますし、何より町長が言われたように、トラブルを未然に防ぐために、こういったものはルールづくりから運用方法を決めていく必要があると思いますので、そのあたり適度に慎重に検討していただければと思います。

個人的には、去年寄附を受けたハイブリッド車、アクアですね。このハイブリッド車アクアが広告を掲載して、町内、町外を問わず走行すると目立つんじゃないかなと。そういうハイブリッド車、次世代自動車で広告しているというのいいことなんじゃないかなと思っておりますので、ご検討よろしくお願いします。

では、続いて（2）の質問に移ります。

本町の公用車については、町営バス、消防自動車、災害用緊急車両などの一部を除いて、閉庁日は基本的に活用されずに放置されている状態、すなわち遊休状態となっています。そこで、新たに広告を掲載することに加えて、公用車をさらに有効的に活用する手段として、一般の方々が使用できるようにすることも視野に入れてみてはどうでしょうか。

これは休日に限定されますが、観光客が松島駅から各所へ移動するための2次交通の1つとして公用車を手軽に利用できるよう、今後はカーシェアリングの仕組みを取り入れる考えはないかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今現在、町では、公用車は現場確認、それから住民各位への訪問のほか、荷物運搬の様々な用途で利用しておりますけれども、災害時の対応では職員の避難所配備、それから給水、周知活動を行うために、休日、時間帯に関係なく公用車を利用しておりますので、有事に備えて待機しているという状態にもあるかと思います。

公用車の一般貸出しを検討する上で、実務を精査した場合に、料金の徴収方法とか鍵の受渡し、それから行政目的以外の負担がどうなのかとか、様々なものでこういったことについても検討が必要ではなかろうかと考えております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね。通告書では遊休状態と書いていますけれども、そういう一

言では片づけられないといえますか、公用車である以上、いつ何どき使うことになるか分からないというの認識しているつもりです。

あと、町長が今懸念されていたところ、鍵の引渡しとかそういったところですけども、ほかにも自動車保険の見直しであったり、あと乗り捨てを防止するための対策であったり、あとは利用申込みから精算までの流れといったところ、クリアすべきところは多々あると思うんですけども。

参考までに、このカーシェアリングというのは事例は大分少ないと思うんですが、秋田県の湯沢市で実証事業がありまして、公用車カーシェアリング実証事業というもので、簡単に説明すると、平日はレンタカーを公用車として利用して、休日は公用車のカーシェアリングを実施していますと。湯沢駅前の駐車場の中にのぼり旗が立って、それが目印ですよと。実際利用したい人は、スマートフォンへアプリをダウンロードしてから会員登録をして、アプリを使って利用の予約や、あと車の鍵の開け閉め、利用料金の精算まで行うということで、料金は15分220円からということでした。

まず、この湯沢市の実証事業はレンタカーを利用しているということで、今、私が提言している公用車、自己保有であったりリース車のカーシェアリングとちょっと異なるわけなんですけれども。私としてはさすがにいきなりリース車両をカーシェアリングというのは敷居が高いと思いますので、まず、先ほども提示しましたけれども、昨年3月に仙台トヨペットさんから寄贈されたハイブリッド車、財務課所管のアクアですけれども、これでしたら、まず休日は出勤する可能性がかなり低いかなと認識してまして、まずこのハイブリッド車アクアをカーシェアリングできないかなと思ってこの質問に至っているんですけども。

先ほど町長が懸念されていたことだったり、私が指摘した検討事項だったり、そういったもののどれくらいクリアしてこのカーシェアリングが実現可能なのか、執行部としての肌感覚といえますか、実現可能性について再度お尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 昨今カーシェアリングって大分何か新聞報道なりテレビの報道で出てくるようになりましたけれども、これ、私が一番先にこのカーシェアリングというのは、災害時に、そういったときに、例えば石巻のある方が、業界の方々が災害派遣の代わりに軽トラックを云々という、カーシェアリングどうぞと。そういったことは耳にしていましたし、それから昨今、今、湯沢の話が出ましたけれども、全国的にも、これは私が知った範囲だけですからほんの少しですけども、メーカーがそういった電氣的なもの、これからの脱炭素を

考えた場合の車両を考えて、町と共同になってPRを兼ねてやっていくというような、そういう事例もあるように思います。それは台数が何十台ということじゃなくて、あくまでもそういう目的がPR的なものもございますので、市民、町民の方に実際に乗ってもらって利便性とかそういったものを分かってもらうがために、町と共有、共同でやるんだろうと思いますけれども、話題では何か2台ぐらいはやっているというのも実際耳にはしております。

ただ、今、町じゃあそういったことができるかという、今、トヨタのある1台の車両を言われましたけれども、この車だったらいいとかじゃなくて、全体的にもし町で考えるのであれば、ベースはここに置いて最大何台までとかというものはしっかり決めていなくちゃならない。車両も限られた、今、議員が言われた環境に優しい車が当然これからはいいかと思しますので、そういった中でどういったふうにじゃあ貸出しするのかと。さっきの広告車両じゃありませんけれども、総体的にこういったものについては検討しなくちゃならないのではないかな。

これらについて、今、町の車両は全部財務課で統一していますので、今後、課の中でもちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。なかなか、解決すべき問題が少なからず発生することなんですけれども、そういった事業になると思うんですけれども、まず検討の土台に上げていただければと思いましたが、あと、町長の答弁にもありましたように、このカーシェアリングの車が何でもいいというわけでは思っていないくて、湯沢市の実証事業も車を、何ていうんでしょう、休日は一般市民にレンタルしましょうというのはもちろんあるんですけれども、それ以上の意味としまして、平日はハイブリッド車、次世代自動車を公用車として使用すると。どちらかというところのほうに重きを置かれている事業だなと把握していますので、そういったところも含めて検討の参考にいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、（3）の質問に移ります。

環境省の地域脱炭素の推進に関する取組の1つに、地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して実行計画を策定することとされています。この実行計画は、事務事業編と区域施策編に分かれますが、このうち事務事業編については、公共施設における再エネ、省エネ設備導入など、自らの事務及び事業に関する温室効果ガス削減計画を策定するよう義務づけられており、本町においては今年3月に、松島町地球温暖化対策

実行計画（事務事業編）が策定されました。

この計画書の内容は、計画を策定するに至った背景から、基本的事項、温室効果ガスの排出状況、温室効果ガスの排出削減目標、目標達成に向けた取組、そして進捗管理体制から進捗状況の公表まで多岐にわたりますが、このうち目標達成に向けた具体的な取組内容の1つとして、公用車新規導入時は低燃費、低公害、電気自動車への転換と掲げられています。また、このような取組の進捗を管理する体制において、総務課環境防災班は事務局として計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な推進管理を行うと明記されています。

これまで公用車を新規導入あるいは更新される際は、車両保有主体各課が仕様書を持って財務課財政班へリース契約等を依頼してきたと認識していますが、新たに策定された実行計画を踏まえると、今後は、契約を依頼する前の段階で、新規導入あるいは更新したい公用車の詳細に関して、計画上の事務局である環境防災班との間で事前に協議を行うのが望ましいのではないのでしょうか。

なお、事前に協議するに当たっては、公用車のリース契約等において、環境性能に関する基準、車種選定の基本的な考え方、車種選定の手続などを具体的に定める必要が生じると考えられます。

このように、EV、電気自動車、FCV、燃料電池自動車、PHEV、プラグインハイブリッド車、HV、ハイブリッド車といった電動車の導入に関する目標達成に向けて、今後は各課と環境防災班が協働で取り組むことが重要と考えますが、町の見解をお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、米川議員の質問で、松島町の地球温暖化対策実行計画の内容にちょっと触れていただきまして、ありがとうございます。

この計画、2030年度までとなっておりまして、必要台数を精査しながら電動車の導入も計画的にやっていきたいと思いますというようになっております。

この計画における取組を、改めて議員の質問から踏まえまして、公用車を調整する、調達する際に、財政面での後年度負担や充電設備の環境整備状況を見ながら、環境性能と財政負担が両立するように、しっかり検討してまいりたいと思います。

それから、今、環境防災班、それからいろいろなお話が出ましたので、そういう各課にわたっての取組については、環境防災班を担当している総務課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、まず、公用車の購入に当たっての関係課との連携、調整という

ことだったんですが、基本的には、今、電動車の購入ということで、事務事業編の13ページにも車種載っていますが、少なくとも水素に関しては、燃料供給先がたしか県内で2か所しかありませんので、まず現実的でないでしょうと。そうなってくると、可能性としては電気自動車、ハイブリッド、あとはプラグインハイブリッドのいずれかを、できれば今後、公用車としての割合を少しでも増やしていくことは必要だと思っております。

リースについては、それぞれリースの開始の年度も違ってきますので、環境防災班に協議まで必要かという、もともとそれぞれのメーカー、車種で、性能基準というのはそもそも示されていますので、それを基にこの事務事業編の考え方に沿って、あとは全てをじゃあ次切り替えるときに電動車でなければならない、あれば望ましいんですけども、やっぱりそこは費用との兼ね合いも出てきますので、環境防災班も当然、意見を聞かれれば助言というか、できれば環境サイドとしては極力増やしたいというのは気持ちはありますが、そうはいいましてやっぱり予算が伴いますので、そこは財政サイドと一緒にやって取り組んでいければなと思っています。

私も10年前からハイブリッドは乗っていますので、あまり複雑に調整というよりは、単純にそういった市販されている車種を選べば、おのずと、きちんとしかるべき脱炭素の取組というのは進んでいくことができるのかなと思いますので、改めてあと財政と協議の場を持って、今後改善、そういった面で公用車導入に当たって改善していくことがあれば、よりよい方向で、調達の在り方については話し合って進めていければなと思いますので。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） まず、町長の答弁におきまして、やはり財政負担とあと環境負荷とのバランスを見ることが重要じゃないかということで、本当に同感であります。財政負担が重過ぎるのに電動車の導入をただ進めていくというのはもちろん賛同できませんので、財政負担の考慮というのは本当に継続的に必要だと認識しております。あと財政負担については総務課長の答弁にもありましたけれども、改めてそのあたり考えなきゃいけないなと認識しましたし、今、総務課長から細かい答弁をいただいて、あと2点ほどお尋ねしたいんですけども。

まず、町で自己保有している5台の車両について。これについては、もう本当に大切に乘ってきたけれども、もうこれ以上は無理というときに入替えが必要で、そのときは電動車の導入もおのずと検討されると、そういうふうに想像しています。

一方で、リース車両についてちょっと気になるのが、まずリース契約といいますと、契約してから一旦満了するまで五、六年ですか。そこで気になるのが、そのまま再リースを組んでまだ同じ車を使い続けることが多いと思うんですけれども、そこで再リースの契約をしてしまうと、再リースだと基本２年間ですか、その２年間は車の入替えは待つことになるということで、まず、千葉総務課長の答弁の中で、リース契約については１つ１つ各課と環境防災班との協議は必ずしも必要じゃないかなといった答弁だったと思うんですけれども、このリース契約が満了したタイミングというの、私から見れば大事なタイミングの１つかなと思っているんですけれども、ここでただ再リースを選ぶとまた２年先延ばしになるというのもありますので、もちろんお金のやりくり、予算があつてのそういうものなんですけれども、そのあたりもう一度答弁お願いできればと思うんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 今乗って、契約しているリース車が契約満了になって、次、再リースするか否かという判断につきましては、当初予算編成のときに一番分かりやすいのかなと認識しています。当初予算編成の中であれば、財政負担のことも加味しながら、再リースすべきか、またはそういった脱炭素に関する車をリースまた自己保有していくかという判断が総合的にできるのかなと思います。

入札公告する前に、仕様書の中にそういったのを記載していくのも必要なんですけれども、その前段の編成時に総枠で考えていくのが一番妥当なのかなと、今ちょっとどうしていくというふうに決められないんですけれども、今聞いた中ではそういうふうに判断しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○２番（米川修司君） 今、安土課長の答弁にもありましたように、実際には予算編成の段階が重要かなというところで、その段階では、向こう１年間でリース契約が満了するもの、再リース契約が満了するものというのは前もって分かりますし、そこで、予算の範囲内で、車両の入替えについてリース契約の更新も含めてどうするかというの各課で検討可能かと思うので、今後も念頭に入れていただければと強く思います。

すみません、さっきちょっとスルーしたんですけれども、答弁の中で、水素自動車とＦＣＶ、燃料電池自動車ですか、確かに、これは私の知る限り、塩釜地区２市３町では公用車は１台のみかなと把握してしまして、あと燃料補給も大変な面が多々あるかなと想像していますので、一言で電動車といっても、このＦＣＶについてはなかなか難しいところかなと、それは

私も認識しておりました。

そうですね、あと、先ほどの千葉課長の答弁の中で、車両を新たに導入したり更新する際は、ある程度は燃費だったりそういったところは考慮する時代かなと。そういったところ私も同感でありますけれども。なかなか事例が少ないんですけれども、きちんと公用車の購入について車種の基準というのを設けている自治体もありまして、乗用車であれば、今後、新規導入あるいは更新だと電動車のみ認めますよだったり、一般公用車のうち貨物自動車については、電動車でなくても一定の燃費基準を満たせば可ですよとかと。本町の貨物自動車というボンゴですか、町所有車でいいですよ。そのボンゴについては、電動車でなくても一定の燃費基準を満たせば可ですよ。あと、町の保有車というのはないんですけれども、特定公用車については、一定の燃費基準、一定の排出ガス基準を満たせば可ですよということで、そういったところで、新規導入であったり更新であったり、公用車について、購入なりリース契約する際はきちんとこの車種の基準にのっとって、それで契約してくださいねと、そういうふうに取り決めもある自治体もあります。

あとは、先ほどから電動車の導入の話に終始していますが、政府の実行計画にあります脱炭素、カーボンニュートラルの施策というのはほかにもありますね。太陽光発電の最大限の導入であったり、建築物における省エネルギー対策の徹底であったり、あとこれはもう町で着手していますが、LED照明の導入、あとは再生可能エネルギー電力調達の推進、最後に、これも町で着手していますが、廃棄物の3R+Renewableと。

政府の実行計画に盛り込まれている主な措置というのは大きく6つあるんですけれども、そのうち今回取り上げているのは電動車の導入でありまして、電動車の導入に関する目標をしっかりと明示しますと、代替可能な電動車、EV、FCV、PHEV、HV、こういった電動車がない場合を除いては、新規導入あるいは更新については、2022年度以降全て電動車としましょうと、現在使用している公用車についても、2030年度までに全て電動車としましょうと、そういう計画が盛り込まれていまして、これが町の計画にもそのまま載っているわけなんですけれども、改めて、2030年度までに全て電動車とするという、これが計画に載っておりますけれども、この目標の達成に向けての現時点での見通しについて、大体でいいのでロードマップ的なもの、そういったところ見通しというのをお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず何が難しいかというと、国の政策がどういうふうに行くのかというのがやっぱりきちっと示されないと、やっぱり難しいと思います。エネルギー政策をちゃん

とどうやっていくんだと、例えば車両関係の。以前、ちょっと今資料ないですけども、ちょっと持っていないからあれだったけれども、ガソリン車がもう何年たっただけでなくなるんじゃないかという話も出たような気がいたします。だから、そういったものに代わってEVだとか、そういった様々な車種になっていったんだろうと。この頃は、ニュースだけちょっと聞いた話ですから実態は分かりませんが、中国が電気自動車を大量生産して、様々な国に販売している、輸出していると。アメリカのトランプさんはそれを危惧して、アメリカで買う場合については税を高くする云々なんて、今、政策で言っているようでありますけれども、そういうふうに国自体がいろいろな方向で今動いているんだろうと。日本のメーカーもそれに追従してやっているんだろうと思います。

ですから、まずは、そういう、車のエネルギー的なものの政策が、国が脱炭素でどういう方向にきちっと行くのか、それをきちっと国の政策を注視しながらやっていかないと、ただ単にEV、EVとただただいいのかという問題に直面するかもしれませんので、こういったところについては、しっかりとそういう政策的なものを注視しながら、本町の計画にどういうふうに持っていったらいいのかというものを随時追求していくべきだと思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。今の答弁にありましたように、国の方針にのっとって計画をつくっていますし、それに向けて推進するんですけども、国の動向というのはずっと5年、10年変わらないとも限りませんので、まずそういったものを注視、引き続き注視していただければと思いますし、私としても決してガソリン車を全否定していることはなくて、後ほど取り上げますけれども、今年度導入予定のプラグインハイブリッド車につきましても、きちんとガソリンでも、ガソリンを補給しても走行できるといったもの。そういうガソリン車というのが本当に一切なくなっていいとは思っていませんし、そういうバランスというのの大事だと思っていますので、そういったところも引き続き念頭に入れながら取り組んでいただければと思います。

では、最後に（4）の質問に移ります。

令和6年度施政方針に掲げられたとおり、今年度は、不法投棄防止の巡回などに使用する公用車として環境に配慮したPHEV、プラグインハイブリッド車を導入する予定です。具体的には、みやぎ環境交付金事業・市町村提案型において採択された事業、自然環境・景観・文化遺産の継承を目指したCO₂削減事業により、県の交付金を活用して、今年度中に公用車のPHEV化などに取り組みます。

塩釜地区2市3町においては以前より、みやぎ環境交付金事業が採択された実績は複数ありますが、公用車のPHEV化を前面に出した事業は本町が初めてと認識しており、このような取組を町民に知ってもらえるのはもちろんのこと、日本三景松島から町外へ発信できていることに深く感心しています。

本町がこのような意義深い事業に着手できたことを契機として、2市3町に限らず他市町に先行して、必要に応じて環境省の地域脱炭素推進交付金や脱炭素化推進事業債といった支援策を活用しながら、今後は本町が公用車の次世代自動車導入を促進していく役割を担うべきではないでしょうか。

町長は、公用車の次世代自動車導入について、どのような視点に立ってこれを推進していく考えであるかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 町の今後の方向性でどうなんだというご質問かなと思います。それについてお答えをしたいと思います。今まで、町長、担当課長がお答えをした内容とちょっと重なる点があるかと思いますが、その辺はご了承いただきたいと思います。

今お話の質問がありましたPHEVに加えまして、電気自動車それからハイブリッド自動車、先ほど話題になりました水素を燃料とする燃料電池自動車などがありますが、電気自動車は、電力の供給が行われなくなった場合、走行できなくなる危険性があります。燃料電池は水素電池を充填するインフラが整っていなければ、現状としてはちょっと難しいというところもあります。

こうした中で、国が定めた政府実行計画では、公用車につきましては2030年度までに全て、先ほどお話ありましたけれども、電動車とする目標が掲げられております。本町におきましても国の方針に近づくよう、重点的な取組として位置づけておりますが、次世代の自動車の購入につきましては、先ほどいろいろな形で質問があつていろいろな形がありました。そういうところを加味しながら、環境性能であつたり財政負担、この辺の両方、両立を見て、メリットあるいはデメリット、こういうものを加味しながら、各段階、これは先ほどリース期間とか再リースであつたり様々な段階があるかと思いますが、そういう段階において、この辺のことは内部的に導入、基本的には導入する方向でいきたいと考えています。ただ、全部が全部一緒にやると、これなかなか今言った電気自動車というのはコストも高いし、役場の行政の車というのはそれほど走りません。そういうこともありますので、確かに買うときは高いんですけども、ある程度のキロ数走れば、言葉あれですけども、ペイペイになる可能

性、お金的にはペイペイになってくるんですけれども、どうしても公用車というのは稼働距離が少ないので、そういうところを見ながら、年次的にいろいろなことを国の政策等に向かってやっぱり基本的には進んでいきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

ちょっと余談になるんですけれども、先週末、松島パークフェスティバルというのが開催されて、私、初日は終日ボランティアで参加しまして、2日目は松フェスパレードというものだけどうしても見たくて、ちょっと家族サービスを抜け出して見に行っただけです。松フェスが松島の寺町通りを行進ということで、とみやマーチングエコーズなどの隊列がありまして、グリーン広場のスタート地点でじっくり見させていただいたんですけれども、本当に、あいにく全部は見られませんでした。グリーン広場からスタートして、寺町、瑞巖寺参道、そして中央広場がゴールということで、時間が許せば全部見たかったんですが、それはかないませんでしたけれども、グリーン広場の出発のシーンを見られただけで本当に幸せな気持ちになりましたし、やっぱり、議員として思ったのは、ほかの市町でこのパレードをするのと、この観光地松島、日本三景松島でこのパレードをやるのと、もう随分やっぱり意味が違うのかなと。どっちが上回る、下回るではなくて、日本三景松島からこういうパレードを発信するというのがとても意義深いものだなと間近で感じておりました。

ちょっと余談でしたけれども。あと話を戻しまして、公用車の次世代自動車導入について、まず塩釜地区、東松島も含めて、近隣市町がどんな状況かちょっと確認しました。

塩竈市と多賀城市は、聞く限り次世代自動車は未導入かもしれないんですけれども、少なくとも七ヶ浜町は、これはEV自動車、電気自動車1台は導入していますね。今年度、本町が取り組むみやぎ環境交付金事業というものの、七ヶ浜町では平成30年度に採択されていて、EV1台を導入していて、その中にはちゃんと交流人口の増大というのもうたっています。決してカーボンニュートラルに終始するんじゃないなくて、ちゃんと交流人口の増大という目的も果たしますよということでもありますし、あと、先ほど利府町については水素自動車に触れましたけれども、その水素自動車1台のほかにEVは2台ありますし、あとハイブリッド車は7台あるということで、私の知る限り計10台は利府町で次世代自動車を導入しているなど。私の思い込みでしたが、利府町ですと、カーレースであったり、あとデコトラのイベントであったり、そういうのをやっているの、こういう次世代自動車の導入って遅れているんじゃないかと思ひ込んでいたんですけれども、全然そうではなかったと思う。計10台導

入しているということで。あと、東松島市については、各種報道にもありますけれども、今年度はカーポートを設置しまして、電気自動車3種類13台のEVを導入しているということで、ここは全国的に脱炭素先行地域ということで、この塩釜地区2市3町とちょっと異なりますけれども、隣の市町ではこういった状況でありますというのと、あと、改めて、余談だったんですが、日本三景松島から発信していくことの意義というのを、本当に今後より一層重視してもらいたいなと強く思っていて、余談ではパレードでありましたけれども、この今回の本題であります次世代自動車の導入についても、この観光地松島から積極的に発信すると。日本三景松島から、そうですね、ほかの廿日市市であったり宮津市でも、日本三景で何かしら検討していると思うんですけれども、この次世代自動車の導入に関しまして。まず、その同じ日本三景松島として次世代自動車の導入というのを、やっぱりほかの市町とは毛色が異なる自治体でありますから、なおさら積極的に発信してってもらいたいなと、そういう姿勢で、今年度、来年度以降もぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、最後に町長のご見解を改めてお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員のやり取りを聞いていて、1つ思い出した、水素自動車ということだね。

私、水素自動車はもう五、六年ぐらい前に1回乗せてもらったんですよ。それは、水素自動車が名古屋の岡谷鋼機の、今は社長さんじゃなくて会長になりましたけれども、会長が名古屋の商工会の会長さんのときに、水素自動車に乗ったことありますかと言われましたので、ないということで、当時の職員と2人で、名古屋市内、約1時間ぐらい、じゃあ乗ってきてみたらということで、初めて乗せさせていただきました。プリウスのちょっと大きいぐらいの、今の利府町長さんが乗っているような、あんな形の水素自動車でしたけれども。会長に何で水素自動車なんですかと言ったら、名古屋、県から、まずPRで会長乗ってくれと。かなり高額な値段がするんですけれども、その2分の1以上はいろいろなところから補助金が出たということで、岡谷さんから乗っていると。ただ、これ心配なのは、ドライバーに聞いた話ですと、メーターがガソリンの場合はガソリンメーターというけれども、水素の場合は水素メーターでしょうけれども、それが少しでも下がったら、名古屋市内もあのときはたしか1か所か2か所しかなくて、もうすぐに満タンにすることを考えているということで、あまりいい車ではないというのがその当時のドライバーさんの、燃料事情等考えた場合ですね。それが今になって宮城県も水素ということで、水素ステーションまでできるようになりました。

たけれども、そういう何らかの目的は別にあってやられる場合もあるんだろうなと。

それから、今回うちのほうで次世代自動車、これもう納入する、11月頃か何か入ってくると思うんですけれども、これらについても、実は環境省の補助金を使ってやる種目をうちの職員の方々が見つけて、ぜひこういったものを導入してみようかということでいろいろ協議を重ねて申し込んで、環境省のほうから予算が、全額じゃないですけれどもね、ついて、今回そういう運びになったということですから、ぜひ環境省のPRに、この松島を走る、そういう自動車がPRになるかどうか私分かりませんが、話してみようかなと。今、特に大臣は地元ですからね、してみようかなと思いますけれども。ただ、考え方とすれば、いろいろな意味で、今後様々なことを考えながらやっていかなくちゃならないというのは、米川議員と最終的には同じじゃないかなと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね、まず、今、環境省のお話が出ましたけれども、ちょっとそういう展開になるとは思わず、ぜひ現環境大臣に一度お話ししていただければと思いますし、できれば10月、11月あたりまでには一度打診していただけるとタイミング的によろしいのかなと思っております。

ということで、次世代自動車の導入をメインに話しましたけれども、私、実は現在、環境省が認定した制度、脱炭素アドバイザーという認定資格、こちらのGX検定というのがあるんですけれども、こちらを実行してまして、この電気自動車に限らず、電動車に限らず、脱炭素、カーボンニュートラルについて自分なりに勉強していますので、また別の機会に、今度、電動車以外でも提言できればと思いますし、あと、職員の皆さんもGXについて勉強を積み重ねられることと思いますので、そういったところでまた提言できればと思います。

では、これで大綱1番終わりますして、大綱2番に移りたいんですけれども。

○議長（色川晴夫君） ということで、大綱2番の前に、1時間経過しましたので。

○2番（米川修司君） できれば大綱2番……

○議長（色川晴夫君） 大綱2番、質問だけまず受けて、答弁を休憩後に、答弁から入りたいと、このように思いますので、その辺よろしくお願いします。

○2番（米川修司君） はい。

○議長（色川晴夫君） それではどうぞ。

○2番（米川修司君） はい、ありがとうございます。

では、大綱2点目です。行政と議会の関係についてお尋ねします。

これ、私が議員になってから今日まで、議場において町長に一度ぜひ質問できればと思っています。

地方自治法第1条の2によると、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであります。本町において、その執行機関は町民から直接選挙で選ばれた櫻井町長であります。一方で、私を含めた議員もまた町民から直接選挙で選ばれた議決機関の構成員であります。このように、現在はそれぞれが町民の代表として相互に独立しながら、町長は執行機関として、議会は議決機関として職務権能を分担しています。

以上を背景として、町政の発展を目指す上で、行政と議会の間においては正常な関係が保たれることが大切であり、かつ必要不可欠な要件と言えます。この正常な関係を維持するためには、議案を取りまとめる際に参考とする政策や施策評価、費用対効果、町民の要望、必要経費等について、行政が議会に対して細部にわたり説明すべきであるのはもちろんのこと、定例会の冒頭で報告される町長の会議等への出席動向に加えて、主立った事務事業の執行状況から災害復旧対応の進捗状況、職員の服務状況などに至るまで、行政が議会に対して報告するのが望ましい事柄というのは多岐にわたると考えています。

今回の質問はあくまで一般論でありまして、既に契約や議決が済んでいる事柄を蒸し返すつもりはないのですが、とはいえ、具体例が何もないと答弁書を作成しづらいのではないかと思います。私が議員になってから違和感を持った2つの出来事についてやむを得ず通告書に記載した次第でありますので、あらかじめお断りさせていただきます。

1つ目は、昨年1月に役場庁舎が建っているこの土地の賃貸借契約が20年間延長された件ですが、庁舎の利用を開始した当初の方針を考慮すると、行政の執行権の範囲内で契約を延長する前の段階で、議会に対して何らかの説明があってもよかったのではないのでしょうか。

2つ目は、令和5年第2回臨時会で可決された一般会計補正予算のうち、農村集落活性化推進事業における寄附金の取扱いの件ですが、言わば例外的に支援金の対象者に対して実績報告を求めない方針を考慮すると、必要に応じて全員協議会を開催することにより、議案書が配付される前の段階で、このような方針に至った経緯を議員に対して説明し、行政と議会が意見を交換する機会を設けてもよかったのではないのでしょうか。

行政と議会は車の両輪の関係と言われるように、それぞれ職務の違いはありますが、あくまで対等の立場で相互に行き過ぎを是正しつつ、足りない部分を補いながら町政を正しく運営していくものであります。行政と議会がそれぞれの使命に従いながら町民の負託に応えるこ

とにより、それぞれの立場で町民の利益を担保することを目的として、行政に関する様々な情報は、本町を取り巻く状況に合わせながら、かつ適切なタイミングで、議会との間で共有するべきと考えますが、町長は行政と議会の関係についてどのように考えているかお示してください。

○議長（色川晴夫君） それでは、休憩後に答弁から始まります。

それでは、休憩に入ります。10分、15時10分再開です。

午後2時56分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

大綱2番、行政と議会の関係についての質問が終わりまして、答弁から入ります。

答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議会と行政の関係はということでありますけれども、今、議員が言われるとおり、町は執行機関として、また議会は議決機関としてということでありますけれども、それのお互いの立場が、そういったことで、そういう立場なりによく議論をして、町民のためによりよいまちづくりをしていくのがお互いの立場だと思っておりますし、また、そういうものを目指すものと思っております。

今後も、まちづくりにおいて重要となる施策や計画の策定については、その都度、議会全員協議会等でいろいろ協議をやって進めていきたいと、このように思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね、今の町長の答弁にありましたように、必要最低限、議会と共有しておいたほうがいい情報というのは、その都度、議会に提供していただきたいですし、議会としてもその情報を入手して終わりというのはよろしくありませんので、必要に応じてちゃんと意見を出し合うということも大事かと思っております。

先ほど質問にもありましたけれども、今回の質問はあくまで一般論でありまして、何か個別具体的に掘り下げたいという質問ではありませんので、これといって再質問はございませんが、1つだけお伝えしたいんですけれども、どの自治体でも変わらないと思うんですけれども、住民の多数派というのは、私の認識では、行政と議会というのを明確に区別していないのかなと。もちろん各行政区長だったり行政員であったり、各委員会の、今日も教育委員の同意の議案がありましたけれども、そういった方々はさすがに行政と議会は区別できている

と思うんですけれども、多数派の町民から見ると、行政と議会というのは大きな、町という大きなくくりで見ているのかなと。町政についても議会と行政をきちんと区別せずに評価しているのかなと、そう思うときが時々あります、町民と会話をしてですね。そういうのを踏まえたと、行政は知っているけれども議会は知らないからという、もちろんそんなはっきり言いませんけれども、町民から聞かれたことに対して何でも答えられるとは思っていないんですけれども、必要最低限答えたいなという、そういう情報については、今後もぜひ提供していただきたいと思っていますし、私としましては、分かりやすく言うと、議会はこう思っているんだけど町はこう思っているから折り合わないとか、ほかの市町の事例もありますけれども、私としては、もうできるだけそういうふうに、そういうコメントを町民に伝えたくはないなと。そもそも町民としては、行政も議会も同じ町政を運営する者という、そういう認識であるかなと、多数派はそうかなと認識していますので、そういったところで、まずそれを強く訴えたいと思っております。

最後になりますけれども、櫻井町長も我々と同じで以前は町議会議員のお一人でしたし、議長を務められたこともありますし、本当に櫻井町長におかれましては、この議会の存在、議員一人一人の立場というの十二分に理解されていると思っております。それは疑っておりませんし、ただ、幾ら議会経験者とはいえ、もう行政に移ったから、移った以上は、町長、首長としての悩みというの、やりづらさというのものもあるのかなと想像しております。

そういうことがありますけれども、町長の答弁にもありましたように、本当に、行政も議会も、よりよいまちづくりのためにお互い存在意義を理解しながら努力を続けていくという立場でありますので、こちらもよりよいまちづくりを目指しまして、行政と議会とこれからより一層協働してまちづくりを担っていければと強く思っております。ぜひ一緒に、より一層よりよいまちづくりに取り組んでまいりましょう。終わります。

○議長（色川晴夫君） 2番米川修司議員の一般質問終わりました。

通告の順に従いまして質問を許します。

4番櫻井貞子議員、登壇の上、質問願います。

〔4番 櫻井貞子君 登壇〕

○4番（櫻井貞子君） 議長のお許しをいただきましたので、大綱2点について質問いたします。

今朝、毎日の日課の犬の散歩でよいことがありました。ご報告いたします。

急に朝涼しくなり、涼やかな虫の音を聞きながら、きれいな雲を眺めて散歩しておりました。ご近所の方が家庭菜園のエダマメを収穫しているところでした。おはようございますと声を

かけましたら、新鮮なエダマメをゲットいたしました。とても気分よく、今日は議会の一般質問、気合いを入れて質問してまいりたいと思います。

では、大綱1点、よろしくお願いいたします。

町民バスの運行に関する改善について。

私は、町会議員になりまして今回で3度目、町営バスの運行に関して、改善について質問させていただきます。

長期総合計画の公共交通に関する満足度アンケートによれば、町営バスの利用しやすさ、満足は6%、やや不満・不満は36.5%となっております。さらに、まちづくりに関する意見、要望にも、高齢者の利用手段として、町民バスの運行方法の見直しをしてほしいと住民の要望が記載されております。町営バスの運行に関する改善についてご所見を伺います。

初めてバスに乗った方が、次はどこのことというメッセージもなく、どこで降りたらいいのか不安で1つ前のバス停で降りてしまいました。貞子議員、どうして町民バスは何も説明がないんですか。以前にもこの質問をしましたが、住民だけでなく観光客にも利用してもらいたいと町長は答弁をされておりました。常連客だけでない、初めての方、観光客などに分かりやすく、このバスは北松島線、北中松島線、東線、西線、どこどこを経由して文化観光交流会館まで行きますよと言うのが普通のバスではないですか。そして、次はどこのこと伝えていただきたいと思います。

本年4月からバス運営が専門の民間業者に委託され、第二小学校前にある、止まるバスの乗車の折、聞き漏れると、ご乗車ありがとうございますとアナウンスが漏れ聞け、やはり餅は餅屋だと喜んでおりました。住民の乗降に際して改善されたものと思っておりました。

改めてバス停の表示、アナウンスの状況について伺います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 櫻井議員の町営バスのバス停等については、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、バス停の表示についてですけれども、ちょっと以前の答弁と重複するかもしれませんが、利用者が迷うことなく乗車できるよう、主要なバス停、これ今だと12か所ですかね、要は4路線運行されるところのバス停に路線図付きの時刻表を設置するとともに、乗車する路線が一目で分かるよう、バスの車体には北松島線であれば北というように路線名をマグネットで添付しております。また、アナウンスにつきましては、初めて利用される方には、乗車時に運転手から口頭で降車したい場所の確認を行い、降車予定のバ

ス停を乗り過ごすことのないよう、バス停が近づいた際に、次が降車予定場所ですと案内するように、受託業者から運転者へ指導しているところです。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そうすると、マグネットで表示しているというのは承知していたんですけども、アナウンスについては一切していないということでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今のバスにアナウンスをする機器、機器というんですかね、多分想像しているのは例えば仙台市営バスとか、もう少し大きいエリアでの運行の路線バスみたいなものですと、当然自動音声案内みたいな形でアナウンスがされているかと思いますが、今のバスそのものにはそこまでのちょっと機能はついていなくて、一部主要なバス停をアナウンスするだけの機能がついているんですけれども、それを、例えば全てのバス停のアナウンスをしようとする機器に切替えが当然必要になってしまいますので、その機器でのちょっと案内をするためには、当然、更新に大体250万円から300万円かかるということでしたので、現時点では機器による自動音声案内のようなアナウンスというのはちょっとできない状況にありますので、運転手さんができるだけ声がけをしているということが実態というか、現状になります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 新しいバス業者が民間の業者さんに委託されて、運転手さんも慣れた方が乗車の方々を把握されて、初めて乗ったか何回目なのか分からないというのがどうなのかなということもあるんですけれども、私が住民の方から相談されたのは、本当に不安で、本当は小野寺医院に行きたかったんだけど、すごく暑い日だったけれども、高城のずっと手前のほうで降ろされてしまって、つらい思いしたというんですね。

そういう、やっぱり初めて乗る人、それから観光客だって次はどこに行くのかというのが分からないと思うんですよね。そういう意味では、やはり運転手さんにはご苦労かけるかもしれませんが、次はどこですというようなメッセージ、それから、常に乗っている方であれば何のメッセージも要らないと思いますが、たまたま乗った、せっかく乗ってくれた方にもう二度と乗らないというようなことにならないように、やはり次はどこですよとか、自分が高城に行きたいと言わなくても、声をかけてもらってもいいんじゃないですかね。初めてのようなんですけれどもどちらに行くんですかとかという声もあってもいいんじゃないのかなと。サ

ービス業ですから、やっぱりそういうことがあってもいいのかなと思います。

あと、前に質問したときに、私も実はバス停がどの場所にあるのか、何路線か乗せてもらいました。そのときも、そう言われてみれば、次はどこのことというのは何もなかったですね。ほぼほぼ常連の方しか乗っておりませんでした。そういう意味でやはり本当に新しい人に乗ってもらいたいお気持ちがあるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確かに都度都度、例えば5人、10人という場面があるかどうかというのはちょっとあれなんです、運転手さんも安全運転まず第一なので、もしかすると、極力声かけをするようにはこちらでも話もしていますし、受託業者さんからもそういった話はされているかと思いますが、もしかしたらそれができないような状況があつてアナウンスしなかったことも、もしかするとあるかと思いますが、そこ再度受託業者さんも通しながら、きちんと可能な範囲でやっていただくようにまずしていきたいなと思います。

バス、当然、乗らなくても燃料をたいて結局走るわけですから、できるだけ多くの人には乗ってほしいという気持ちはありますので、なるべくそこ改善できる点は改善していきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） この質問に当たりまして、ホームページで、今どこバスというホームページから、次世代コードで開いて、私は松島第二小学校の前に住んでいるので、バス、ああ今、桜渡戸のほうを公民館のほうに向かって走っているから、あと57分後に私のところに来るというのは分かったんですけども、なかなかその57分後にバスが来るので待っているというふうにもなかなかならないなという、非常にそんなことを思ったものでした。

2番目の質問に行きます。

高齢化する住民がバス停まで行くのが困難な状況にあります。高城町駅、それからめぶきの森、ぜひ町営バスに乗って行きたいなという住民の声をお聞きします。コロナワクチンのように、小回りの利く車で導入してもらえないのかなというような声も聞きます。どうかその経路やバス停の変更、そういう部分の計画がないのか、路線の変更、改善について検討しているかどうか伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、路線の変更や改善についてということですが、利用者の年齢層や乗降場所などを調査する乗降調査というものを、今年度、直近では8月の19日か

ら24日までにかけて、6日間ですかね、まず行っております。そのほか、今年度にまた数回程度、乗降調査なり、あとは年内中に利用者アンケート調査なんかも予定しておりますので、その分析結果、アンケート結果を見た上で、あとは運行業務を受託して気づいた点など受託業者からも意見を聞きながら、ダイヤ等の見直し案を作成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ぜひアンケートとか、非常に、もう既に取り組んでいるということなので、大変承知いたしました。

あと、住民懇談会とか住民からの集まり、先ほど町長がおっしゃっていたタウンミーティングみたいな形で町民バスについて特化して聞いてもらったらいかななんてちょっと思ったりしたりするものも考えております。

それも非常にいろいろな町民の声を拾っていただくことを切にお願いして、次に移ります。

3番目、昨年6月に無料バス、無料カードの多様性、個人情報の面から改善を求めた質問を行いました。早速昨年8月に、町営バスの利用カードの表示方法が氏名のみという形で変更になり、順次、該当者に新しいカードが配付されたということで、大変喜ばしいことだと思ったんですけども、送付された文書の中に、ご家族がもし希望があれば変更できますよという消極的に明記された文書が該当者の下に郵送されているようです。

せっかく個人情報、そして多様性に配慮したカードに変更されたものであれば、いち早く、所持している旧形式のもの、自分のご住所や、男、女という性別が表示している旧カードから現カードへ早急に切り替えるように促していただけることはできないでしょうか。ホームページや広報に周知していただけないでしょうか。

さらに、無料カードは保管してどこかにしまっていて、もう忘れちゃってどこにしまっているか分からないという方も多く聞きます。再発行もできますよというようなお知らせもしていただけないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、櫻井議員が述べられたように、現在は毎月20日頃に70歳を迎える方に無料カードのほう送付しております。その際の通知文書に、様式を令和5年8月1日より変更していること、それから、もし家族内で旧式のカードをお持ちであれば、総務課窓口で希望があれば交換できますよというような記載をして文書を発送しておりますが、それ以外での周知については、今後、当然町営バス内に掲示をするだとか、その周知方法につい

てはちょっと検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ぜび町のホームページで、町民バスのホームページを開けると、町営バスの外観が変わりましたと、何年も前からそれが載っております。ぜび、今回、いち早く多様性に基づいたカードに変更なりますよ、そして、紛失した方はいち早く新しく発行しますよということをぜび明記していただくことを切望して、次の4番の問題にかかります。

現在の人口の減少、そして交通事業者における運転手不足の深刻なことに伴い公共交通の維持が厳しい状況で、令和2年11月27日、地域交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたことにより、他町では住民の声を反映した地域公共交通計画が作成され、住民に合った利便性の高い公共交通システムが推進されています。地域が自らデザインする地域交通を目指して、地域の輸送資源を有効活用する必要性が訴えられております。

本町においては、自動車、自家用車や移動手段がなく、家族の送迎もなく、自力での移動に困っている方、そういう方に町営バスを有効に活用していただくために、無料券の配布だけではなく、住民懇談会や住民アンケートを定期的に行い、住民のニーズに合った町営バスの運行の改善が必要と考えます。場合によっては、仙台市のように受益者負担も必要に応じて取り入れるべきではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町営バスの運行改善につきましては、先ほど総務課長が答弁したように、住民ニーズに即した利便性の高いバス運行となるように8月の乗降調査やっておりますので、また、今後実施予定の利用者アンケート調査の結果など見ながら、ダイヤ等については検討して、見直しするべきところは見直ししていきたいと思います。

また、今、議員から受益者負担の話も出ましたけれども、確かに町営バスは、これはもう松島町の町営バスが県内で一番先に走ったわけでありますけれども、県内で一番最初に走って、毎年毎年まだ問題があるというのは何が問題なのかなと思って聞いておりますが、これはこれでいいというのは、多分この町営バスのサービスについてはないんだろうと思います。ですから、各自治体で様々なことを考えながら試行錯誤して、試乗実験なんかをしながらやっているんだろうと。松島町もこれまでいろいろなことをやってきましたけれども、いまだ、まだ議員からそのようなお話があるということなのかなと思っておりました。

受益者負担につきまして、町営バスの運行に係る費用を全て税金で負担すると、バスを利用

する人間、それからしない人との不公平が生じることから、利用する人に受益の範囲内で使用料を負担していただくことが基本になるかと思います。使用料については、松島町の使用料については近隣とさほど相違はないんでありますけれども、今後、議員からのお話もありましたけれども、引上げは現在のところ考えてはおりませんけれども、今後、町営バスの持続可能な運転によって、社会経済情勢等の把握に努めながら、議員からの指摘もあった使用料なんかについてもしっかりと検討して、引上げすべきときは引上げをするという方向で、また見直しをしながらやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） はい、承知しました。

他町の……、実際にもう地域交通計画を策定しているところなんかを見ますと、地域公共交通の再構築というのがやはりどこも必要だということで、官民共創、交通事業者と共創、そして他分野との共創の3つの共創という形で、国土交通省のほうでも自動運転やデジタルの技術を実装する交通DXとか車両の電動化、再エネルギー地産地消など、非常にそういう意味でいろいろな柱として取り組んでおります。ぜひその一番最初にバスを走らせたということではなく、やはり時代に合った取組をこの松島で取り組み、考え直すべきではないかなと思います。

そして、必要な人に必要なものを提供する新しい地域公共交通が、住民の一人一人が要望していることです。ぜひ取組を急務として、ぜひ取り組んでいただきたいことをお願いして、次の質問に移ります。

大綱2点、ひきこもり支援策についてお伺いいたします。

仕事や学校に行かず家族以外の人としか交流がないひきこもりの状態にある方々が町内にもいられます。こうした方々は、高齢な親が子の世話をしているケースが多く、80代の親が50代の子の世話をする、いわゆる8050問題、ひきこもりの若者がそのまま中年になっても親の支えで生活が続けているうちに親も高齢となり、収入や介護など、親子ともに生活が困難になることが多く、80代の親と50代の子の親子関係での問題が深刻になってくるから8050問題と呼ばれております。中高年のひきこもりは、今後さらに問題が顕在化してくる可能性が高いことから、早期に発見、対策や支援方法が検討されております。

仙台市の実態調査の結果が今年の6月公表され、調査結果によると、ひきこもりの性別比、男性48.4%、女性47.5%、年代別、30代から50代、51.5%、20代が14.5%、20歳未満が9.4%となっております。男女も年齢も広範囲に存在しており、これは大きな社会問題と言えます。

本町でのひきこもりの実態や支援のニーズについて把握する必要があると思いますが、以下の点について伺います。

ひきこもり状態にある方の性別や年代、年数などを把握しているか。また、小学校、中学校で不登校だった生徒が成人になってもひきこもりが続いているのか把握しているか、お聞きしたいと思います。

もし、以上のことが把握できない場合、把握する必要があると考えているか。中高年のひきこもりの早期発見、早期支援をしないと、高齢の親が病気などにより生活を維持できなくなった場合、自力では生活できなくなるひきこもり状態の方々がどのように生活したらよいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、ひきこもりについての質問でございましたけれども、8050問題、確かに昨今、痛ましい事件の中に、これが引き金になって、親の金で暮らしているうちに子が孤立して事件につながるという話も聞いたことがあります。そういう大きな社会問題になっていることは承知しております。

ひきこもりの原因や家族状況は様々であり、公になることを望まない方もいるため、支援策の構築は多くの自治体で途上段階にあります。本町においては、現状把握後の支援対策についても見据えながら、実態把握の在り方について今後慎重に検討してまいりたいと、このように思います。

なお、今、議員から不登校等の問題がございましたので、これらについては教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 小中学校で把握しているかということですが、小中学校で不登校になったお子さんが成人になってもひきこもりが続いているか否かについては、中学校卒業後、つまり義務教育が終了した以降については追跡調査をしておりませんので、把握していないのが現状でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 小学校のときに、もみの木教室ですか、そこで不登校の子供たちが学校に通えるようにというような形で、優しく学校の先生が、担当の方が本当に子供たちに声をかけながら教室を運営しているということも存じております。そういう子供たちが卒業して、

小学校卒業して中学校に入学、そしてまた不登校になるというような悪循環を繰り返しているのかなという、その辺は、もし分かれば教えていただきたい。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今年の中学校の不登校については、それなりに数はいるんですけども、全て小学校から、全てというか、ほとんどの場合、小学校から不登校の子が中学校に行っています。ですから、中学校で初めて不登校になったという子はまれでございます。

それから、最近では1、2年生からでも不登校が始まっていますので、考え方が昔の考え方と若干違ってきていますので、指導の手を差し伸べる場合にはやっぱり幼稚園、保育所あたりからいろいろ親御さんとのコミュニケーションを充実していかなければならないということになります。

ちょっと長くなりますけれども、不登校の原因の中に、親子の関わり、家庭内の不和、それから家庭の生活環境の急激な変化、これが物すごく占めております。学校で不登校になる、学校の問題で不登校になるというのは、逆にこれは意外と少なくなっていますので、そこら辺も注意していかなきゃならないし、最近の不登校の結果を見てみますと、第1位が無気力、不安なんです。具体的に何も分からないんです。何が無気力なのか不安なのか、それが原因となって不登校になっているということで、場合によっては、何か対応できかねると、ぬかにくぎ刺しているような感じで、やったとしてもちょっと厳しいというようなところありますので、そういうところは、先生方と研修会を十分に重ねながら、あと、しかるべき識者を、識者というか、大学の先生方を呼んで研修をしているところです。

ちょっと長くなりましたが、不登校の状況お話しさせていただきました。以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。なかなか私たちの将来を担う子供たちが、そういう子がたくさん存在するということで、本当に誰も見過ごさない、やっぱり声を、手を差し伸べないといけないのかなという部分があります。

先ほど町長からも、なかなか個人的なことで、ご家族の方でひきこもっているというような部分、なかなか相談できない。町の広報にも心の相談だったり、町の広報にも電話番号だったり、独りで悩んでいませんかということで相談窓口を紹介して、非常にそういう意味では誰でも相談できるような形にはしているんですが、なかなかそこにまで達することができない。そういうことに、本当に、本当は手を差し伸べてあげたいと思っても、個人的なことだし、私も近所に何人か該当する方がいるんですが、なかなか踏み込んで声をかけづらいとい

う部分があります。

ぜひ、仙台市のアンケート調査ではないんですが、ぜひ住民の調査というんですかね、前にたしか災害のときに、高齢者の避難台帳を整備するというような形で、たしか民生委員と児童委員の方に協力をしていただきながら住民台帳を整えるというようにお話を、たしか前にお聞きしたことがあります。

他の、ちょっと厚生省の例で大変恐縮なんですけれども、岩手県の洋野町では、民生委員と児童委員の方にアンケート調査をしてもらい、ひきこもりに関する調査をしてもらって、そして、気になる人を50人ほどリストアップして、その全員の方に訪問して状況を確認したというように事例が書かれております。そして、その気になる人たちに対して、やはりどのように相談したり、そして社会と一緒に生活できるようにしたらいいのかというように、やはり子供から大人までひきこもりがある方々に対して、学校や社会に参加する支援策などを考えるという部分で、ぜひ、我が町としても具体的な支援策があるのか、そしてまた今のような調査をする予定があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、本町で、例えばそういうひきこもり等について相談があったときには、民生委員さん等々の協力得ながらやっているかと思えますけれども、そういった内容等について担当課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 地域には民生委員、児童委員と、地域の大事な相談役としてご活躍いただいている方がいらっしゃいます。その方々の意見をお聞きするために定例会等を重ねておりますので、その中でも現状把握させていただいて、どのような形で現状把握をできるか、民生委員さんのご意見も聞きながらやり方を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 調査はするというような計画はないんですね。

○議長（色川晴夫君） 調査はどうなんですかということです。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 現在のところ具体的に調査をやる予定があるかということ、今のところはないので、民生委員さんと話し合いをしながら、どういうふうにできるかということも含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ご高齢の親が本当に、80歳、90歳で本当に時間がないんですね。そういう今後ゆっくり、ゆっくりというのは失礼かな、民生委員の方に相談をしてどのような取組をしていくか、そういう場合じゃないんじゃないですかというの私は思います。非常にそういう意味で、本当に手を差し伸べてほしいという方々がこの町内にたくさんいられるということが、ぜひ町として今後取り組んでいただきたいと思います。

なかなかうまく言えないんですけども、今、パラリンピックでハンディキャップを持った方々がスポーツ競技をされて、生まれながら、そしてけがや病気でハンデを負って、それを克服して、地域社会の一員となって走っています。一緒に伴走してくれる方々が支えてくれるから競技を続けられているんだなというふうに私思います。心の病気は表立って見えません。本当にそういう方たちにもやはり同じ町民として、同じように自分たちの生活、安心して暮らせるように、そしてその長期にわたって本当に家から出られないという状態、とてもそれはそれは苦痛なことだと思います。なかなかその身近にいる方々に声をかけたり話をしたりというのは難しいんですが、ひきこもりというような方々が町内にもいるということを住民の方々にも知ってもらって、社会参加に呼びかけてもらうような取組していただけないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員が言うように、ひきこもりの方々に対する何かいいアイデアというんですかね、そういった方を救う手だては何かないのかというと、大変難しいんじゃないかなと思うんですね。さっき一例で民生委員さんというお話も議員さんから出ましたから、担当の課長から答弁させましたけれども、民生委員さんでさえも大変だと思う。民生委員さんは別にひきこもりだけの担当じゃございませんので。

だから、例えば、私は隣のうちにひきこもりがいても、じゃあ私が声かけられるかということ、これもまたなかなか難しい。このプライベートのところまでどこまで入っていけるかというのがかなり難しいんじゃないかなと。ですから、これ世の中で大変なことになっている。これは逆に今度、8050が9060になってくると逆の現象が出てくると。こういったことなので、あまりいい循環にはならないと思います。

ですから、やっぱりこういったことについては、町は当然なんですけれども、地域と一体となって何かいい案ないのかと。こういう、妙薬というのは、私はなかなかないと思うんですね。さっき、今、障害のスポーツ、パラリンピックのお話ししましたけれども、障害者とい

うふうになってから、言葉が躍るようになってから15年かそこらなんじゃないでしょうか。障害者というのも昔は隠していたんです。今は、あのとき、ちょっと年度が間違っていたら申し訳ないんですけれども、障害者の害を、漢字の害じゃなくて平仮名にしたほうがいいんじゃないとか、そういうお話も出たことあったときがありましたけれども、今はそういうスポーツ等々を通じて障害者の方、また、こういう、我々行政もそうですけれども、働く場所にそういった方々をしっかりと受け入れて仕事をやっていきたいと思いますというふうになってきていますから、法的な整備も仮に整備されてきているんだろうと思いますけれども、ひきこもりについてはなかなか難しいのかなと思って聞いておりました。

これは例になるかもしれませんが、この間テレビでチャリティー番組やっていました。芸能人がマラソンしていて、24時間とか何かマラソンやったんですかね。養護施設出身というのを彼女は前もって自分から言葉を発して、私は養護施設でお世話になったんだということで、全国的にそういう行動で示されていたようでありました。中には養護施設で育ったということを社会に出ても隠していた人、またそれをハンデに思っていた人たちが、そういったテレビを見て、逆に勇気をもらったと、社会に出ていく勇気をもらったというような話題にもなっていたかと思いますが、何らかのそういうようなきっかけが多分そういうひきこもりの方々にも必要なんだろうと思っています。

いずれにしても、どんなチャンネルでも、町は、別に民生委員さんを担当されている課じゃなくて、横断的に我々職員一同気をつけてはいきたいと思いますけれども、これは議員さんを含め町内の行政員さん、行政に関わる方、これだけの方々と言うとそれだけかと言われる方もなりかねませんので、地域一体でやっぱり見ていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） なかなか厳しいというような状況がよく分かりました。

非常にそういう意味では粘り強い伴走というか、障害者、障害者の中に果たしてひきこもりの方も入っているのかどうかも、そこもお聞きしたいなと思うんですけれども、障害者の中にひきこもり、心の病の方なんかも入っているものなんですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実は、ひきこもりというのは状態を指すことで、診断名とか障害名ではございません。そういった状況にあるというような言葉の表現でございます。

それで、ひきこもりについては、やっと全国的にもひきこもりという言葉が一般に知られるようになってはいるんですが、貞子議員が今回提案していただいているように、調査がやっ

とできるような段階になってきているということと、先ほど町長も申し上げました取組については、まだまだ発展途上の段階でございます。仙台市においては、支援策についてももう基盤が整っているということで、実際に支援策が、そういったことを充実させる目的があつて調査をしたというふうに私たち理解をしております。

まだ、松島町においては、住民の方のひきこもりに対するそういったご理解といたしますか、ご本人や家族を含めた地域の皆さんが、ひきこもりということを相談できるんだとか、そういうＳＯＳを出すべきなんだというようなご理解にはまだ至っていない。それから、私たちの支援策もなかなかまだ成熟していないところがあつて、横断的に取り組むべきそういう支援の仕方についても、まだ熟慮が足りない段階でございます。

今回、調査のご提案をいただきましたけれども、例えばそこで、こんなにいらっしゃったというような実態が分かっても、なかなかお一人お一人に対してそういった支援策についてのご案内をするまだ力が町にはございませんので、まず私が思うのは、今は個別にいかんどこで出会うかというか、ご本人に対しての直接的な相談はなかなか町にはお寄せいただけないんですが、例えば家族から、家族の相談で伺ってみたところ、あ、こういうご家族がいらしたんだなというようなことで私たち把握することがありますので、そういった個別の出会いを大事にして、もしいらっしゃった場合には、個別の対応をまず一生懸命対応させていただくなり、あとは県のそういった具体的な支援をしていただく専門相談につなげるといったことをまずはこつこつとつなげていくのかなと思います。

先がないんだということで急がなければならないんだということも重々分かりますので、今回質問いただいたことで、健康長寿課、町民福祉課、あとまたは教育課など多くの横断的な支援ができそうな担当課がございますことと、それから、対外的な関係機関とのそういったご意見とかいただきながら、どういった形を取っていくのが支援策に一番いいかなというようなことをご相談しながら考えていきたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○４番（櫻井貞子君） 丁寧なお答えありがとうございます。

やはり本当に重たいテーマだと思います。家族にそういう方が１人でもおれば、本当に今後、家庭の親御さんが本当に、自分が生きている限りはこの子供を守らなくちゃいけないけれども、自分がやっぱり高齢になって自分がいなくなった後はどうしたらいいんだろうというような不安を抱えている親御さんはたくさんいらっしゃると思ひます。先ほどお話がありましたような家族会のような、懇談会のような窓口、話ができるような介護懇談会のような形で

の集まりを呼びかけていただいて、1人でも2人でもそういう、どこかにすがりつきたいというような人たちをやはり救ってあげたいなと思いますので、今後とも長い取組とはなりますが、ぜひ優しいまちづくりの1つの大きな柱だと思います。ぜひこのひきこもり支援策についても松島町が率先して取り組んでいただくことを切に要望して、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員の一般質問が終わりました。（「休憩」の声あり）

休憩。はい。休憩ということもありますので、それでは休憩に入ります。4時、16時10分まで。16時10分再開します。

午後4時01分 休 憩

午後4時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順序に従いまして質問を許します。

11番小澤陽子議員、登壇の上、質問願います。

〔11番 小澤陽子君 登壇〕

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。

先ほど、偶然なんですけれども、環境省のPRということで、私も今日はちょっと分厚いんですけれども、環境省さんのPRということで、たまたま偶然なんですけれども、質問させていただきます。

今後のごみ集積所の在り方について。

松島町は、現在、少子高齢化が進み、高齢化率が県内でもかなり高い状況になっております。そのような中で、様々な状況や環境により、住民のふだんの生活も徐々に変わりつつあるということを行政として考えていく時期に差ししかかっているのではないかと思います。

まず、ごみの問題については、原則、町内各地にごみ集積所があり、各世帯では決められたごみの収集日に各自責任を持ちごみを搬出し、分別収集に協力しているが、最近、集積所までは何とか持参するが、箱型の覆いがある集積所などでは重くて中までは入れることができない状況のものや、明らかに違う曜日のごみが出ていることが散見されるようになってきています。

このまま高齢化が進むものと考ええると、ごみを出したくても出せない方や、勘違いして違うごみを出す方々など、様々な問題がもう既に発生していると考えるが、今のうちから何とか

対応できないかと思い、次の質問をさせていただきます。

①ごみの集積所は町内何か所あるのか。そして、その集積所の現在の状況、④箱型覆いがつくもの、⑤網だけのもの、⑥何もなくて置くだけのものの質問をさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 質問、答弁です。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 小澤議員のごみの問題について、これまでも議会からもいろいろな方々から質問されておりますが、今回小澤議員のほうから改めて集積箇所等を聞かれておりますので、それについて担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、ごみの集積所の数、箇所ですけれども、令和6年のまず8月末時点で200か所ありまして、ケージを設置している箇所が182か所、ネットのみ設置している箇所が17か所、ケージもネットももう何もない箇所が1か所という状況です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） これからの高齢化を考えた場合、集積所自体の在り方や考えについては何かありますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 今後のごみの集積所の在り方ということですか。

○11番（小澤陽子君） はい。

○議長（色川晴夫君） それでいいんですか。はい。答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、市町村の役割としてはごみの収集運搬で、例えばごみの焼却施設まで集積所に集まったものを収集運搬するというのが1つ市町村の責務として、これは法律に定められています。

ごみの集積所、松島町、今200か所ですけれども、市町村によって面積も違えば世帯数も違いますけれども、以前、2年ぐらい前だったと思いますが、近隣2市3町の状況を確認したところ、大きな差はないというか、例えばごみ集積所1か所当たりに対してどれぐらいの世帯数をカバーしているだとか。ただ、黒川郡で若干そのカバー率が高いというか、要は1か所の集積所に対して世帯数が極端に少ないところもあったんですが、松島町の状況としては平均的な状況かと思しますので、集積所そのものについては、直接、町が設置はしていないというのがまず1つありまして、集積所そのものは地区のほうで、まずネットであれ何であれ設置していただくと。ただ、例えば開発ですとか区画整理なんかがあった場合で、住宅地が新たに開発される場合は、基本的なところは開発者のほうで整備をしますので、それ以降の例えばネットをかけるだとか、あとは日常的な清掃であったり管理というのは地域の方々

にお願いしているという状況ですので、当面はそのような形の運営を今後も行っていくということでは考えております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） すみません、今の②の回答になりますかね、そうすると、今の、という。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今の、今後のごみ集積所についての考え方というご質問だったので、②ということではなくて、問いかけに対してお答えさせていただいたつもりでした。

○11番（小澤陽子君） かしこまりました。

それでは、②番の質問に移ります。

全体の話としてお伺いしますが、ごみ集積所の運営、清掃は、各地区、各場所でどのような運営をされているのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） もう先ほどの答弁とちょっと重複しますが、まず箇所数は200か所というのを一番最初申し上げましたけれども、それについては、維持管理については町として統一したもので管理法を定めているというわけではなくて、地域で集積所ごとに例えば清掃当番を設けているところもあるかと思うんですが、それぞれの行政区なり行政地区なりでルールをつくって、それで運営されているという状況です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） その地区の運営の中で、何か問題等は上がって来ていませんか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） あまり直接は、そんな頻繁に町のほうに問合せが来ているという状況ではないと思うんですが、例えば、ごみ集積所の新設であったり、あとは移設をさせていただき、そういったのが年に何回か来るといった状況はあります。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） その年に何回かの内容は、もう少し具体的に例を挙げていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） あくまでも直接問合せが来ている分ということで理解していただきたいのですが、先ほど言ったように、例えばごみ集積所を増やせないかとか、あとは、今この場所にあるんだけど、これを別な場所に移してほしいとか。そういった場合につ

いては、基本的には地域の中で場所を決めていただくと。その決めた場所を今度町のほうに申請していただいて、町のほうで、例えば最低10世帯以上ですよとか、あとは、パッカー車というか、ごみの、ごみを収集運搬する車がきちんとバックをなるべくしないようにだとかいろいろ決まり事がありますので、その決まり事に合っているかどうかというのを町のほうで確認させていただいて、それで大丈夫ですよ。もちろんご自分の土地であればいいんですけれども、例えば新設する場所だとかあとは移設する場所が第三者の方の土地であれば、当然その方の土地の所有者の了解と、あとはその地域の方の了解を取った上で申請していただきたいというのを申し上げているという状況です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。

それでは、③番の質問に移ります。

箱物もなく網もなく場所だけを決めている集積所があるかと思われませんが、そちらのほうでは何か問題はございませんか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 問題というか、都度都度報告を受けているわけではありませんけれども、一般的に考えると、例えば風が強いときであったり、あとはいろいろな動物、鳥であったり犬であったり猫であったり、それがやっぱりごみのところをいろいろいたずらして辺りにごみが散らばってしまうとか、そういった問題がやっぱり生じるおそれがありますので、基本的には、新設する場合は、当然ケージを設置していただくなり、それが難しければネットを設置していただくということを1つの条件として、お願いとしてやっていただいています。

先ほど私、1か所何もないところがあるということを申し上げたんですけれども、場所的な問題があったり、いろいろ地域なりの多分事情があってそんな状況になっているんだと思いますが、なるべくそうならないように指導というか助言はさせていただいているという状況です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ちなみにその1か所のところの助言というか指導というのは、どのような指導をさせていただいているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私のちょっと記憶の範囲ですけれども、何か多分2年ぐらい前だっ

たと思うんですが、どうしてもその場所に、以前は、大分前は何かネットを設置していたときもあったようなんですが、やっぱり人が歩行時にそれにちょっと足が引っかかったりとかということもあるので、なくなったという。それが本当かどうかというのはちょっと別にして、そういうふうな話は聞いています。その際に、ほかの例えば場所を借りるなり、当然無償で了解していただくのが一番いいんでしょうけれども、場所をちょっと検討してみたらどうですかというお話はさせていただいております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） すみません、これもたまたま偶然なんですけれども、やはりある地区では、燃えるごみ、プラごみの収集日に、箱もなく、かけるものもなく、ただ置くだけの集積所があります。ここは以前からこのような問題があり、当然今までも相談や苦情があったと考えられます。たまたま私は、燃えるごみの収集日にカラスなどに荒らされた状態のその集積所を、近所のボランティアの方々と一緒に清掃活動をしました。たまたま偶然早朝に移動しなければならない事情があり、車で通りかかったときに、やはりカラスに荒らされて、すごい道が散乱していたので、自宅に戻りすぐほうきを持ってきたところ、近所の方も出てきてくださって清掃してくださったんですけれども、やはり、今言った、200か所で1か所しかないのでは、多分同じなのかなと今ちょっと思っただけなんですけれども。やはりその住民の方も何とかしてほしいとお願いはしているんですけれどもという形で、今回、私も質問することになったんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほどちょっと話したと思うんですけれども、集積所については、やっぱり地域で、まずは地域で決めていただくというのが前提になっていますので、そこを機会があればまたお話はしてみたいと思いますので。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） はい、分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

④番、ごみの収集・清掃は、各地区の環境美化推進員の活動と密接な関係にあると考えられますが、どのような活動をしているのかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、環境美化推進員の方につきましては、環境美化の促進に関する条例に基づく委員さんということになっております。各行政区2名ずつで現在24名おりま

して、不法投棄の巡回パトロールですとか、あとは各地区の清掃活動時における連絡調整を行っていただいたり、あとは、ごみ集積時においては、収集日が違うごみが出されていた場合などについては、例えば赤色の注意喚起のシールを貼っていただいたりとか、あとは環境美化やごみの分別意識の向上などに尽力してもらっているということです。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） こちらもすごい賛否両論というか、美化委員さんが何かあまりにもちょっと厳しいというか、頑張ってお仕事をしてくださっているので、逆に何か、捨てに行く人が何かちょっと圧を感じてしまうという意見もあれば、逆に全然何か見てもらえていなくて、ごみが散乱していても何かいらっしゃらないとか、いるのかいないのか分からないと、その地区にはよるかと思うんですけれども。

以前、ごみの分別収集が始まったときに、推進員の皆様には各集積所についていただき、分別がちゃんと行われているのかどうかの確認など、行政が直接現場に行き確認できないところを巡回や指導していただき、現在の分別収集の基礎を築くに当たり大変な協力をしていただいたと聞いております。時代は高齢化を迎え、その活躍の場を高齢化を迎えた現在のごみ行政に何とか対応していただけないかと考えますが、行政の対応としては、この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 総務課長、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） すみません、環境美化推進員の方が……。

○11番（小澤陽子君） もう1回質問しますか。

○議長（色川晴夫君） はい。では、もう1回。分かりやすく。

○11番（小澤陽子君） もう一度、はい。分かりやすく質問しますと、環境美化の方は分別などの巡回とかをしていただいたかと思うんですけれども、高齢化で、今は高齢化の話になっていますので切り口が、なので、高齢化が進んでお年寄りの方がごみを捨てるのが大変だとかという事例に対して何か対応というお考えはございませんかという質問です。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今のご質問というのは、6番目の質問とは違いますよね。

○11番（小澤陽子君） じゃあ同じで。

○総務課長（千葉繁雄君） それですか。

○11番（小澤陽子君） いや。

○総務課長（千葉繁雄君） また違いますか。

○11番（小澤陽子君）　そうですね、ちょっと似ていますけれども。

○総務課長（千葉繁雄君）　ちょっと似ています。ちょっと似ているということなので、環境美化推進員の方自体も、実際、高齢化というか高齢の方が多くちょっとようになってきているかなと。高齢化に対しての対応ということで、以前にも令和元年とか令和3年にもそれに対しての対応ということでご質問いただいて、令和元年のときのご質問をいただいたのがきっかけで、例えば、今、高齢の方で、どうしても自分でごみの集積所に出しに行くのが大変だということがあったので、今は介護事業の中の1つにそれに対応できるような家事支援というんですかね、そういったものを使える方についてはそれを使っただいて、例えば、本来であればご自分のご家庭のごみというのは決められたごみ集積所に持っていくというのは、決められた時間までに、それがルールになっていますが、それを例えばヘルパーさんみたいな方が直接清掃公社にごみを持っていけるようにちょっと制度を改善させていただいたというようなのがありますので、今はそういった方に対してはそのような対応をさせていただいているという状況です。

○議長（色川晴夫君）　小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君）　それでは逆に、例えばごみを回収する側の方が戸別で回収に来ていただくというお考えはございますか。

○議長（色川晴夫君）　千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君）　今、200か所を集積所を回って、今、清掃公社さんのほうがそれを収集して東部衛生処理組合に持っていくんですけれども、それを、全国的には戸別回収をしているところがないわけではないんですけれども、今言われているのが特定の方の戸別回収なのか、もうそうではなくてある一定の地域を戸別回収するのかということもあるんですけれども、ちょっとなかなか現実的には、清掃公社さんにそれをお願いするというのは、ちょっと今のところは現実的ではないかなと思います。

あとは、令和元年ぐらいにも、これも総務省とか環境省が制度として、例えば地域の方でそういったお手伝いをしていただくような仕組みもありますよというアナウンスは当然ありましたので、県内でも数か所やっているところはあるようなんですけれども、実際に実績を見ても、例えば仙台市でも大体年間100世帯、1月かな、100世帯ぐらいであったりとか、思ったほどなかなか運用をちょっとしにくい部分もあるのかなというところもあって、そうであれば、やっぱりごみをご自分で出しに行くのが大変だという方については、むしろしっかり介護の、介護保険でなくても、介護事業の中にそういったものを使える制度もあります

ので、そういった制度をうまく使っていただいたほうが現実的なのかなというふうには考えます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 先ほど何か100という数字が出てきたんですけれども、やはり数が多いとやってもらえないというか、数が実績となるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、今、町は、清掃公社さんのほうに業務委託ということで、地域ごと、曜日ごと、集めるごみごとにそれぞれの地域で決まっています、年間幾らですよというお願いをしています。例えばそれに戸別が入ってくるというふうになると、要は委託内容に当然影響しますし、受ける業者さんにとっては当然人的な対応も出てきますので、当然かかる経費が発生しますねということになりますし、それが本当に効率的なのかというと、どれぐらいそういった方がいるのかちょっと分かりませんが、仮に、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういった方がいるのであれば、先ほど言った介護事業の1つにあるような制度を使っていれば、ごみ集積所に自分が持っていく代わりに、ヘルパーさんのような方が代わりにごみを例えば清掃公社さんの事業所のところまで持っていってくれます。ただ、誰でもいいわけではありませんので、例えば本当にそういった状態で、チェックシートみたいなものがあるので、誰でもいいわけではありませんので、そういった制度を使うほうが現実的なかなと。実際、一番早い事業所さん、今、町のほうでそういうことに対応しますよという、そういう事業者さん5つぐらいあって、実際は4つの、社会福祉協議会さんも含めて4つぐらい実働しているんですけれども、延べで大体、令和5年度の実績だと263人、回数でいえば1,000回超えていますので、むしろそういった制度を使うことのほうが、使える方はですけどもね、使える方はそういった制度を使っただくことのほうが現実的なかなということです。

それ使えるか使えないかというのは、ちょっと環境部局のほうではなくて、どうしても健康長寿課部局のほうでの判断がちょっと必要になるというか、そちらの制度の1つの中にあるものなので、それを使っただけでもいいかなというふうには思うんですが。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ⑥番の質問に移る前に、高齢者のごみ出しをめぐる課題と支援の取組について少しお話しさせてください。

皆さんはごみ出しが大変だなと思ったことはありませんか。新聞や段ボールなどはまとめて

出そうとすると重たくて、さらに集積所が遠いと運ぶのは重労働です。また、決められた曜日や時間までにごみを集積所に出さなくてはいけないところをうっかり忘れてしまったり、慌てて持っていったら回収車が回収した後で、仕方なくごみを持ち帰ったりという経験もあるのではないのでしょうか。

最近では80代、90代でも元気に活躍される高齢者が増えていますが、一般に高齢になると筋力の低下や腰痛、骨粗鬆症による骨折などにより、若い頃と同じように歩くことは難しくなります。また、腕や体幹の筋肉の衰えや関節リウマチを患うと、重たいものを持つことも大変です。さらに、認知症やその前段階の軽度認知障害になると、曜日や分別ルールを覚えることが難しくなります。毎日のごみ出しは若い人でも負担に感じる作業ですから、こうした症状が出てくる高齢者にとっては大変な作業です。

ごみ出しに苦勞する高齢者はなぜ増えているのでしょうか。近年、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられていない高齢者が増えています。こうした状況は、高齢化以外の社会の変化によっても引き起こされています。

まず1つは、核家族化です。日本の全世帯のうち4分の1が65歳以上の高齢者のみの世帯で、その割合は年々増加しています。かつての日本では3世代同居が当たり前で、高齢者の生活を一緒に住む子供や孫が支えていましたが、現在では高齢者のみで生活し、家族に頼らずに日常生活を送る高齢者が増えているのです。

もう1つは、地域のつながりの希薄化です。昔は足腰の悪い高齢者が独りで住んでいれば、近所の住民がごみ出しや買物を手伝ったものですが、こうした近所の助け合いも都市部を中心として見られなくなっています。

それでは、必要な支援が受けられないと、どのようなことになるのでしょうか。高齢者がごみ出しに困難を抱えているのに必要な支援が受けられないと、3つの困った状況に陥ることが心配されます。

1つ目は、高齢者が無理にごみ出しを続けた状況で毎日大変な思いをするとともに、転んでけがをする危険性もあります。

2つ目は、ごみ出しができなくなってしまう状況で、ごみがたまった不衛生な部屋で生活を送ったり、さらに深刻化すると、ごみ屋敷になったりするおそれもあります。

3つ目は、曜日や分別ルールを守らずに不適切なごみ出しを続けてしまう状況で、集積所のごみの散乱につながります。また、介護ヘルパーや週末に世話をしに来る家族が、近所に迷惑をかけることを気にしつつも、やむを得ず収集日でない日にごみを出してしまう場合もあ

ります。

以上の状況は、ごみの収集運搬に支障を来したり、近隣住民とのトラブルにつながることも懸念されます。

高齢者、その前に、それでもう一度、⑥番の質問に移るわけなんですけれども、回答をいただいてしまっていますの、いいんです、まだ回答ありますか、質問しても。じゃあ⑥番の質問一応読み上げます。

高齢者の方々が今後ますます増えることと思われるが、町民が高齢者になっても住んでよかったという満足感を得られるような行政の施策が必要と考えるが、この問題についてはどのような施策を考えておりますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 改めて、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） すみません、先ほどと重複してしまうんですが、多分制度が分かるものは全戸配布されているようなんですけれども、ただ、よく見ないと分からないとか相談しないと分からないということでの認知不足というのもあると思うので、それはどういうふうにしたらそういう方を発見できるかとか見つけられるかというのは、どういうのが一番いい方法かなというのは、環境サイドとか、あとはそういった高齢者サイドと調整をして、それがきちんと制度が理解してもらえれば、逆に使える人というのはもう少しもしかするといるような気がしますので、それを、いい周知方法何かないかなというのをちょっと関係部局と打合せをしながら考えていきたいなと思います。

先ほど私、月とかといった世帯というのは、例えば仙台市だと、さっきの例えば高齢者支援の交付税措置を使ってやる制度だったと思うんですが、年度でやっぱ98世帯とかそういうレベルなので、使われている頻度が。だから、やっぱり使い勝手が必ずしもいいわけではなくて、その多分仕組みを構築するのが逆に足かせになっていることも懸念されるので、逆に地域の方に結局お願いするだとかシルバーにお願いするだとか、そういったスキームなので、それであれば、もっともっと使える仕組みをしっかりと使えるような周知方法をちょっと考えていきたいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） おっしゃるとおりなんではございますけれども、一応その高齢者のごみ出し支援の取組でどのようなことが行われているかというので、やはりごみ出しが困難な高齢者に対する支援は全国で始まっています。

ある調査によると、23%の自治体で高齢者のごみ出し支援を行っております。その多くは自

自治体の収集員が高齢者宅の玄関先からごみを回収するもので、ふれあい収集と呼ばれています。また、ごみを回収するときに高齢者に「こんにちは、回収に来ました」と一声かけ、高齢者の体調が悪い様子に気づいたときには家族に連絡をしたり救急車を呼んだりといった対応を取っている取組もあります。

このような取組も必要と思われますが、念のため再度、町当局としては、このような町ぐるみの対策はお考えではないのか、お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今の話だけだと、実際どういった体制でどういったところが主体になっているかというのはちょっと把握しかねるんですが、確かに環境省で委託調査なんかをやって、何年かそういう事例を拾い集めてまとまっているの確かにあるのは、私も以前見ていますので。

ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、まず使える制度があるのに、やっぱり分からないので使えないということのほうが機会損失だと思いますので、そこはそうならないようにしっかりやっていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） これから、小澤議員さん、またまだそういうふうにして。

○11番（小澤陽子君） いやいや、あと二、三分で終わります。

○議長（色川晴夫君） そうですか。

○11番（小澤陽子君） 3分。

○議長（色川晴夫君） では、小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、今、具体的な事例がちょっと分からないということだったので、最後に1つだけ事例を挙げて終わりにしたいと思います。

事例としては、新潟市亀田西小学校区コミュニティ協議会の取組です。

ごみ出し支援の担い手は、自治体職員に限りません。新潟市亀田西小学校区コミュニティ協議会では、市の支援制度を利用して、中学生が高齢者のごみ出しを支援しています。積雪のある冬期限定で、自主的に手を挙げてくれた生徒が登校の途中に高齢者の玄関先から集積所までごみを運ぶ取組です。高齢者にとっては自分の孫のような年齢の生徒たちがごみ出しを手伝ってくれることがうれしく、生活の張りにもなっているようです。また、生徒にとっては、ボランティア活動を実践することで、責任感や地域への関心が生まれることが期待されます。さらに、中学生と地域の人たちとのコミュニケーションも生まれ、みんなが住みよい地域づくりにもつながっています。

このように、高齢者のごみ出し支援は、廃棄物管理の課題を解決するだけでなく、高齢者の見守りや生活の質の改善など的高齢者福祉の向上、さらには安全・安心な地域づくりにもつながる取組です。

今後、様々な担い手によってごみ出し支援の活動が広がっていくことを期待して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 11番小澤陽子議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ですが、本日の会議、以上をもって閉じたいと思います。一般質問は明日5日に延期したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、明日9月5日、午前10時です。

皆さん、今日は大変ご苦労さまでした。

午後4時44分 散 会